

第二節 階段各部の名稱

- 一、階段室 Staircase 階段を設くる室。
- 一、段板 Tread 足にて踏み登り行く段の上端面。(厚七分乃至一寸五分、巾七八寸以上一尺)
- 一、踏面 Run or going 蹴上より蹴上迄の距離。
- 一、鼻 Nosing 刳形等を施したる段板の鼻。
- 一、蹴上 Rise 下段の面より上段の面迄の間を云ふ。(高四寸五分乃至六寸五分)
- 一、蹴込板 Riser 蹴上に嵌込める板。(厚七分乃至一寸)
- 一、廻り段 Winders 曲り角を扇の如く段を造れる物。
- 一、登り Flight 躍場なしに段の連れるを云ふ。
- 一、躍場 Landing 階段の途中に設けたる平坦なる場所。
- 一、親柱 Newel 登と躍場其他の平面との接手即ち手摺を取付ける柱。(太三寸五寸角乃至六寸角長三尺五寸乃至五尺)
- 一、手摺(笠木) Handrail (笠木と云ふ)手摺子の上部にある横木にして彫桁に並行せるものなり、此の物は多く第百二十九圖に示せる如く刳形を施すを常とす。

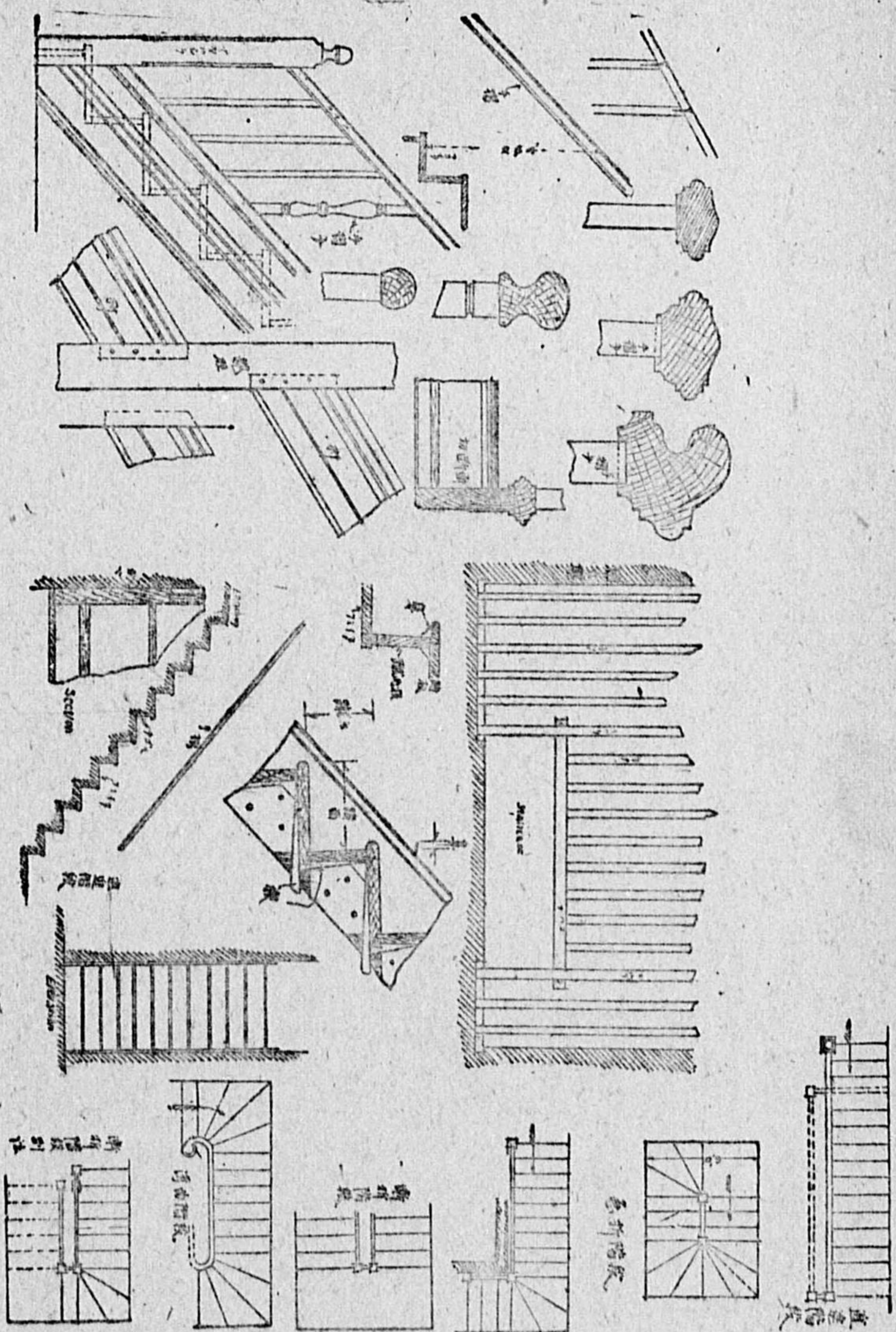
- 一、手摺子 Baluster 手摺の高を保つ垂直なる縦木。(旋盤細工品多し)
- 一、欄干 Balustrade 手摺、手摺子、彫桁等にて造れる垣。
- 一、彫桁 Cut string 登桁とも云ふ(左右側板の事を云ふ)階段板の両端は此物に小溝入或は柄差し又は木捻子締めとす。

第三節 階段各部の割合

踏面と蹴上との割合は人の歩行より算出せざる可からず。普通一段を二尺とす、我々は平坦なる地を歩むと階段を歩むとの勢力の比は約一と二の比として大過なかるべし。故に踏面は蹴上の二倍に踏面を加へたるものを二尺となすを可とす。米國の建築條例に依れば踏面と蹴上との和は一尺四寸二分乃至一尺四寸七分なりと云ふ。尙ほ蹴上は六寸七分以上に爲すことを得ざると云ふ、最も適當なる寸法は五寸八分乃至六寸二分にして大階段は四寸六分乃至五寸とす。小學校は五寸を規定とせり。

踏段と蹴込板の厚さは上等工事にては何れも硬木にて造り踏板は厚さ一寸以上、蹴込板は厚さ七分

以上と爲すなり。



登桁厚は一寸以上二寸内外とす、最も洋風建築にありては一方を壁中に構ふことあり、若し巾廣き階段の場合は中央部に中受木を構へざるべからず。

段数は階下床面より階上床面迄の距離を蹴上の寸法にて除する時は得べし、若し割り切れざる時は蹴上の寸法を多少變更すべし。若し段數多くなる時は必らず躍場を設くべし。

住家の下等品にても二尺七寸以上なし三尺乃至三尺五寸位を適當とす。米國の建築條例に依れば五十人を容るゝ建築物にして直進階段を設くる時は巾四尺以上とし灣曲又は廻階段を設くる場合は巾五尺とし以上五十人を増す毎に其の巾を五寸宛増加するものとす。又蹴上は六寸二分以下踏面は直進階段にて鼻の出を加へ八寸八分以上とし、圓形或は廻階段にては踏面の最狭なる部分にて六寸以下となすべからずとあり。

在來住宅の階段は階段と云ふよりは寧ろ梯子と云ふ方適切なり。甚しき物にありては其傾斜角度約六十度位の物あり、斯如き物にありては老人子供には其の昇降に危険にて手放にて昇降するが如きは勿論物品の持運びの如きは殊更に困難なるべし。故に安全に昇降し得る位の角度に改むること必要なり。最も好都合なるは曲折階段にして成る可く直進階段は避くる様にすべし。若し止むを得ざる場合は中途に躍場を設くべし。若し階段の勾配を緩やかにする時は夫丈場所を廣く要す。一回曲折の階段にする時は一方を押入に他方を廊下に便する様にすれば室の經濟にもなり又昇降にも便なるべし。

今日迄の階段の多くは採光に當を得ざるを見る、設計者は充分此の點にも注意せざるべからず。

蹴上と踏面との關係

種類	踏面	蹴上	摘要
住宅	八寸三分	五寸四分	
事務所	九寸一分一尺	五寸一四寸六分	階段巾最小限度二尺五寸、普通三尺
工場	八寸三分	六寸二分	五寸乃至四尺、五尺以上は大階段
劇場	九寸一分	五寸	

蹴上の高×2+踏面幅=2尺

第四節 市街地建築物法施工規則「階腰」

第一章 通則第二十五條階段の構造は左規定に依るべし。

但し避難階段其他特殊の用途に供するものは此限に在らず。

- 一、階段及踊場巾、内法二尺五寸以上と爲すこと。
- 二、蹴上七寸五分以下、踏面五寸以上となすこと。
- 三、高十五尺を超ゆるものに在りては高十五尺以内毎に踊場を設くること。

階段の用途に依り危険なりと認むる時は地方長官は前項の規定に拘らず必要な命令を發し又は處分を爲すことを得。 以上

第十四章 上等建築各部の構造

日本建築に於ける普通住宅と宮殿社寺等の構造手法との相違は建地割の稍高きと木割は嚴格にして調和に重きを置き、尙ほ室内裝飾の華麗、軒廻屋根、其他玄關に於て極めて注意深き意匠を加へたる是等の構造仕口を入念にし仕上げを吟味したるとの諸點にあり。

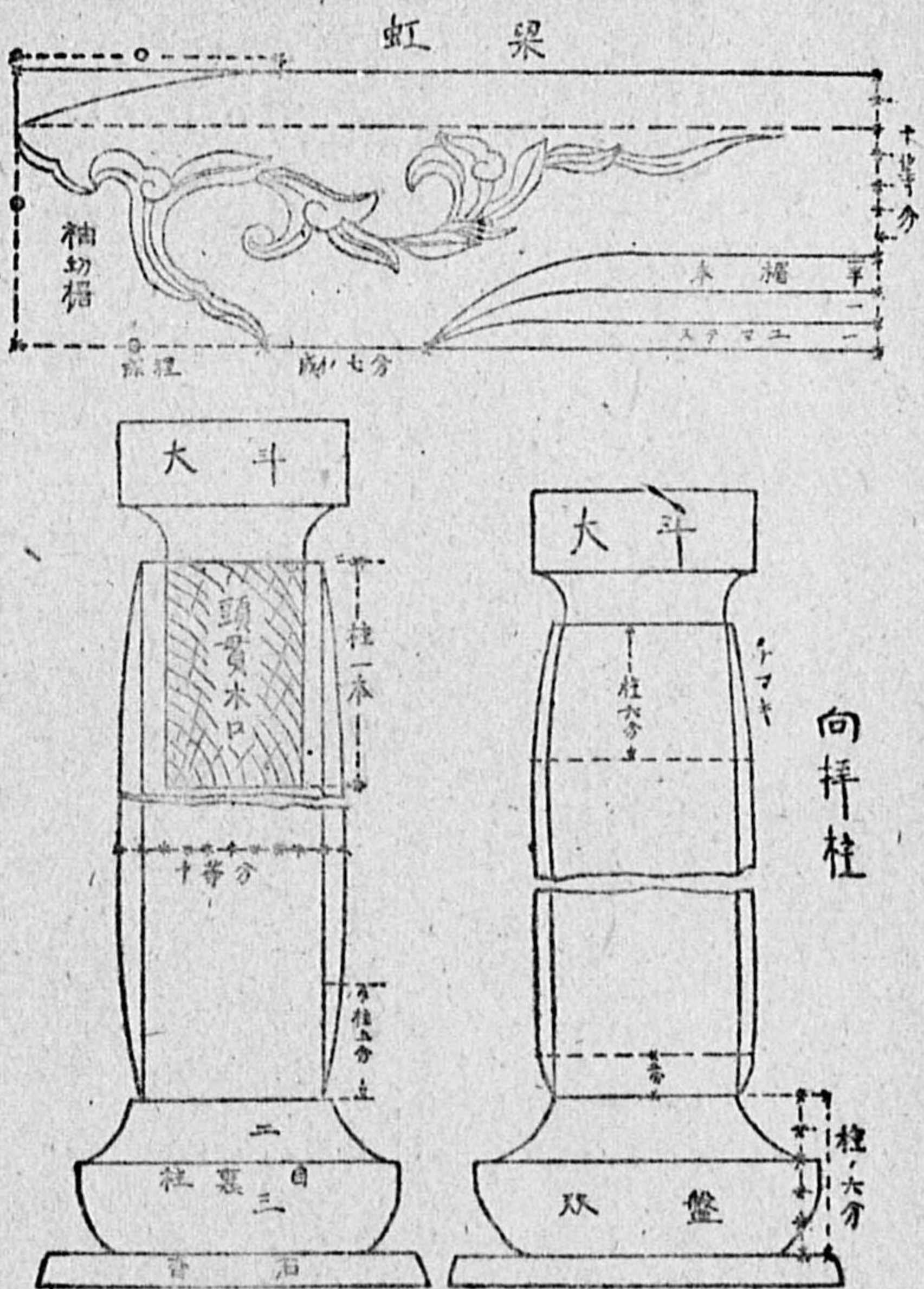
第一節 虹梁及柱

虹梁は玄關前の柱間に横へる一種の裝飾的の頭貫にして、柱兩端の接合部分を袖切楣と稱し虹梁の成の一本乃至一本半程入決り尙ほ是より六分乃至七分隔て、第百三十圖に示すが如く成の十分の一を削り取るなり、之れを捨楣と云ふ。
捨楣の上には二段の繪様決りを施すなり、下段は成の十分の一、上段は十分の一半を決るなり、是れを本楣と稱す。

虹梁上端の丸味長さは圖示の通り袖切楣と同寸、高さは圖示の通り成の十分の二位削り取るなり、

之れが彫刻の繪模様には色々あり、茲には其一例を示せり。

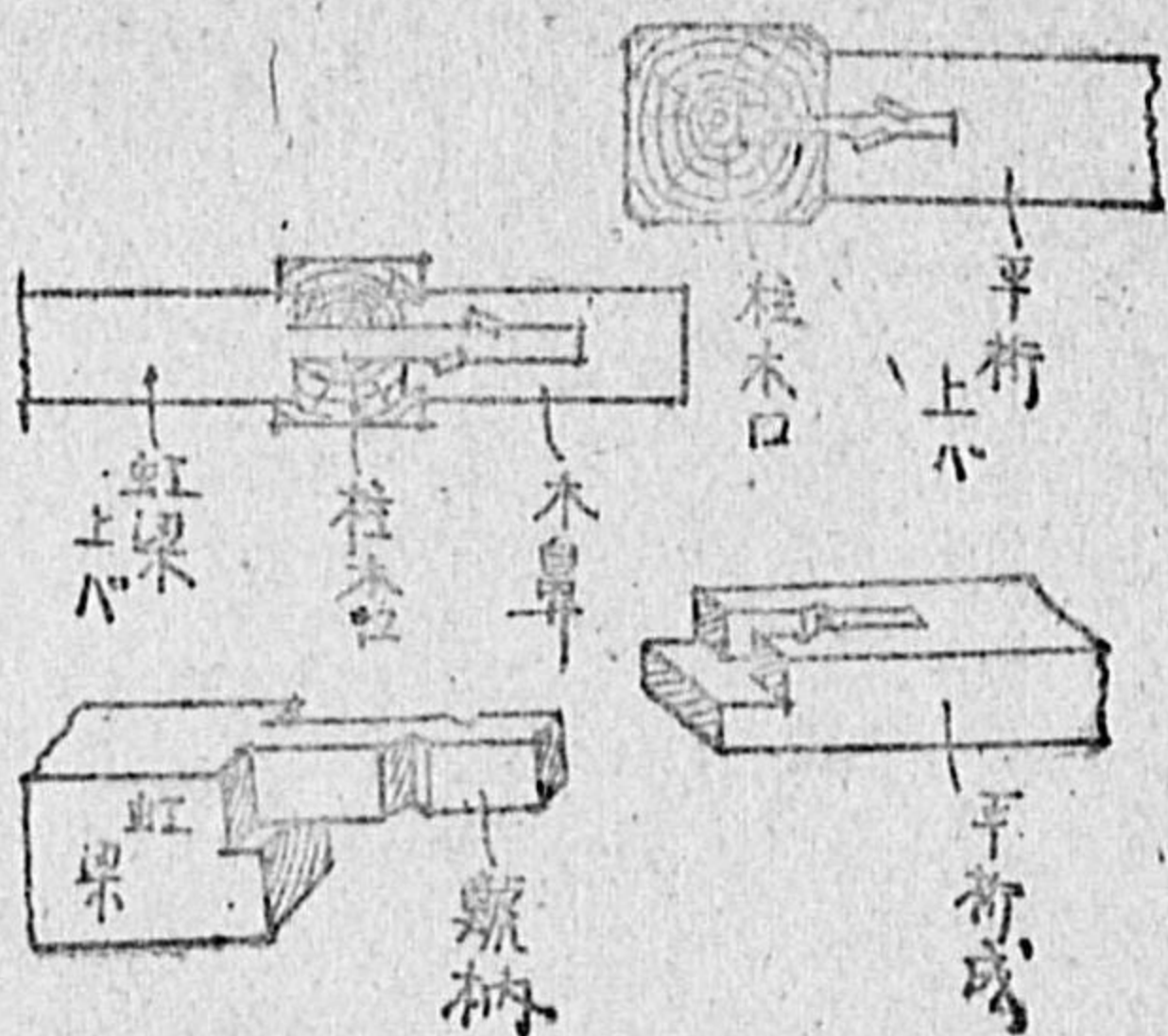
第百三十圖 虹梁及柱



虹梁の大成柱の一本二三分巾八分とす。
虹梁下端は本家差鴨居の下端と一致する様にす。

一般に虹梁の位置に来る横材を水引と云ふも是れが形状により次の如き名稱あり。
平桁(成より巾の廣きものを云ふ)。
頭貫(大は大なり)。
虹梁(頭貫より稍々巾を廣くす)。
柱との接合第百三十一圖に示すが如く引獨古鯨栓締めとす。

第百三十一圖 虹梁と柱との接合



中心を通し軒桁に挿入するなり。

虹梁を柱に取り付くるには第百三十一圖に示せるが如く、頭貫或は虹梁の成の半分下方は柱に大入納差とし上方半分は本圖に示すが如く、豫め柱に入れ置きたる引獨古と鯨栓締めとするなり。

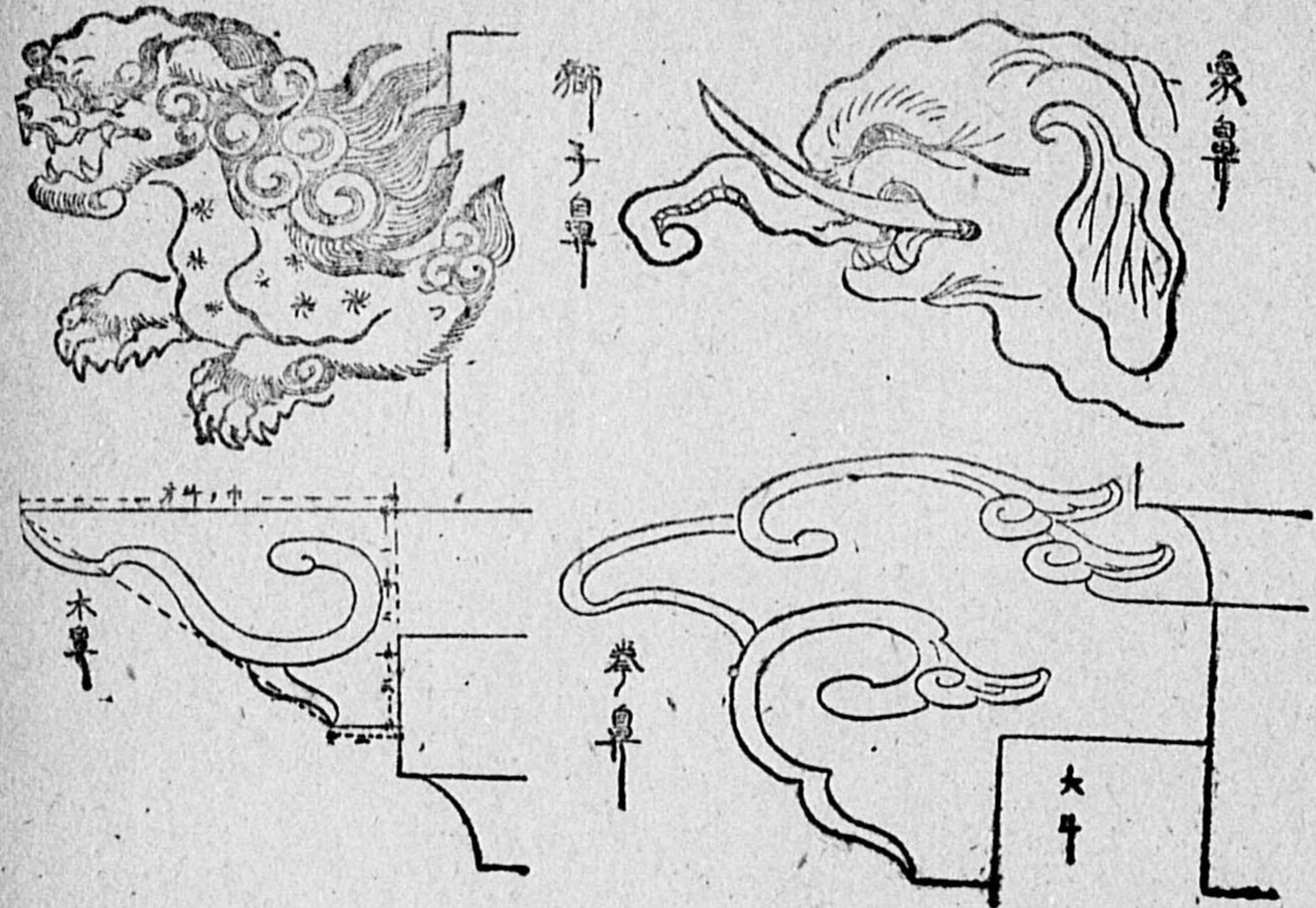
柱(向拜柱)第百三十圖左は古代の向拜柱の圖にして上部粽を柱の八分乃至一本に取り下部の粽を五分に取り柱巾の十分の一を几帳面(カチヤウシ)に取るなり、同圖右は現代式の柱型にして上粽は柱の五分或は六分とす、下部の粽は二分乃至三分とす、面の取り方は前者同斷。

双盤は兩者とも巾を柱巾の裏目とし高さ柱巾の六分乃至七分とす、列り方は高さを等分し上方二つ下方三つとす。
柱下方は沓石上端に柱直徑の三分の一角、深さ一寸位に納穴を穿ち挿入し上方は柱直徑の四分の一角位の重柄造りとし組物

第二節 船肘木と臺股及木鼻

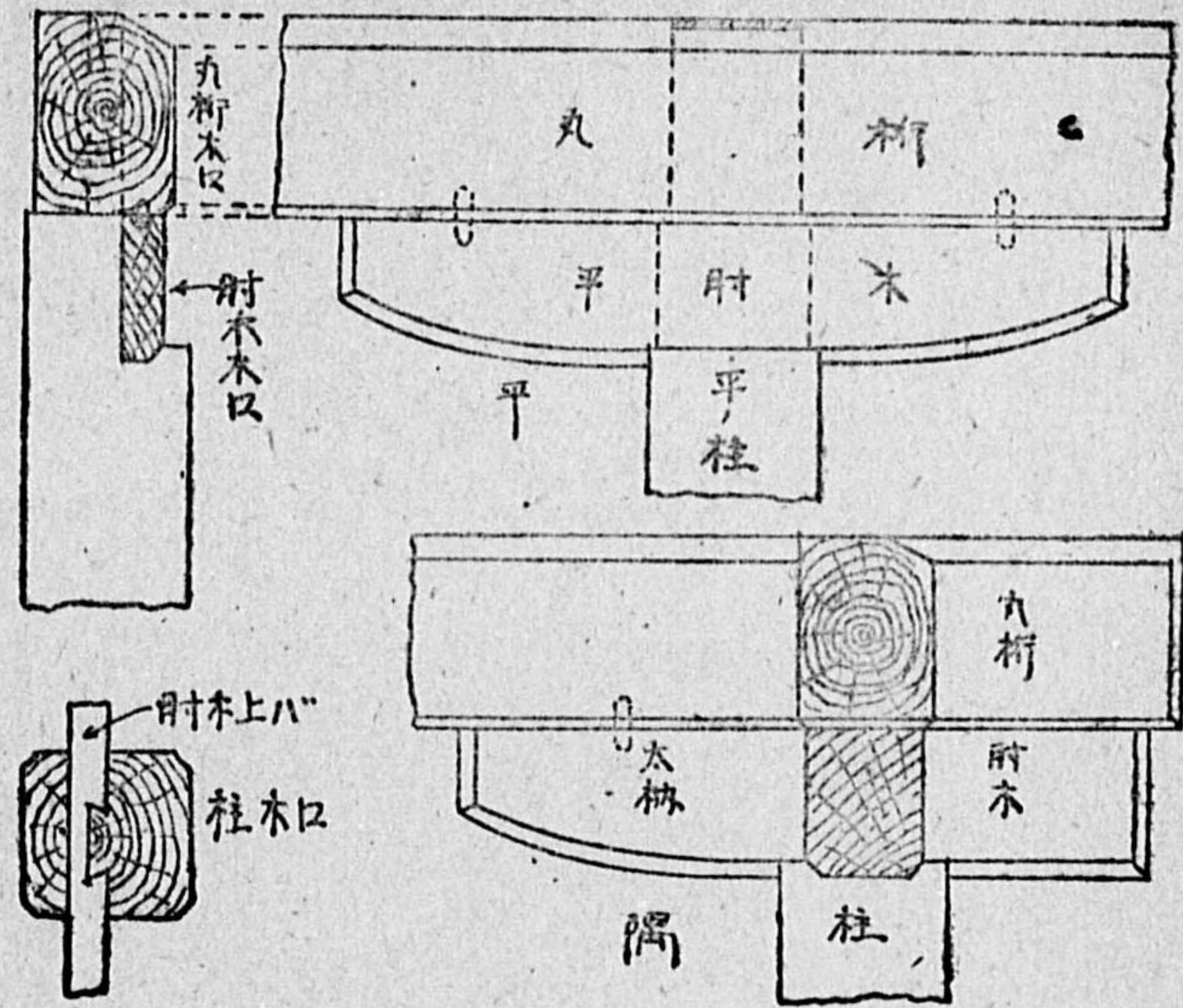
船肘木は宮殿、神社、佛閣等の如き特殊の日本建築に於て柱の上部即ち丸桁下端に取り付けたる一

第百三十四圖 木



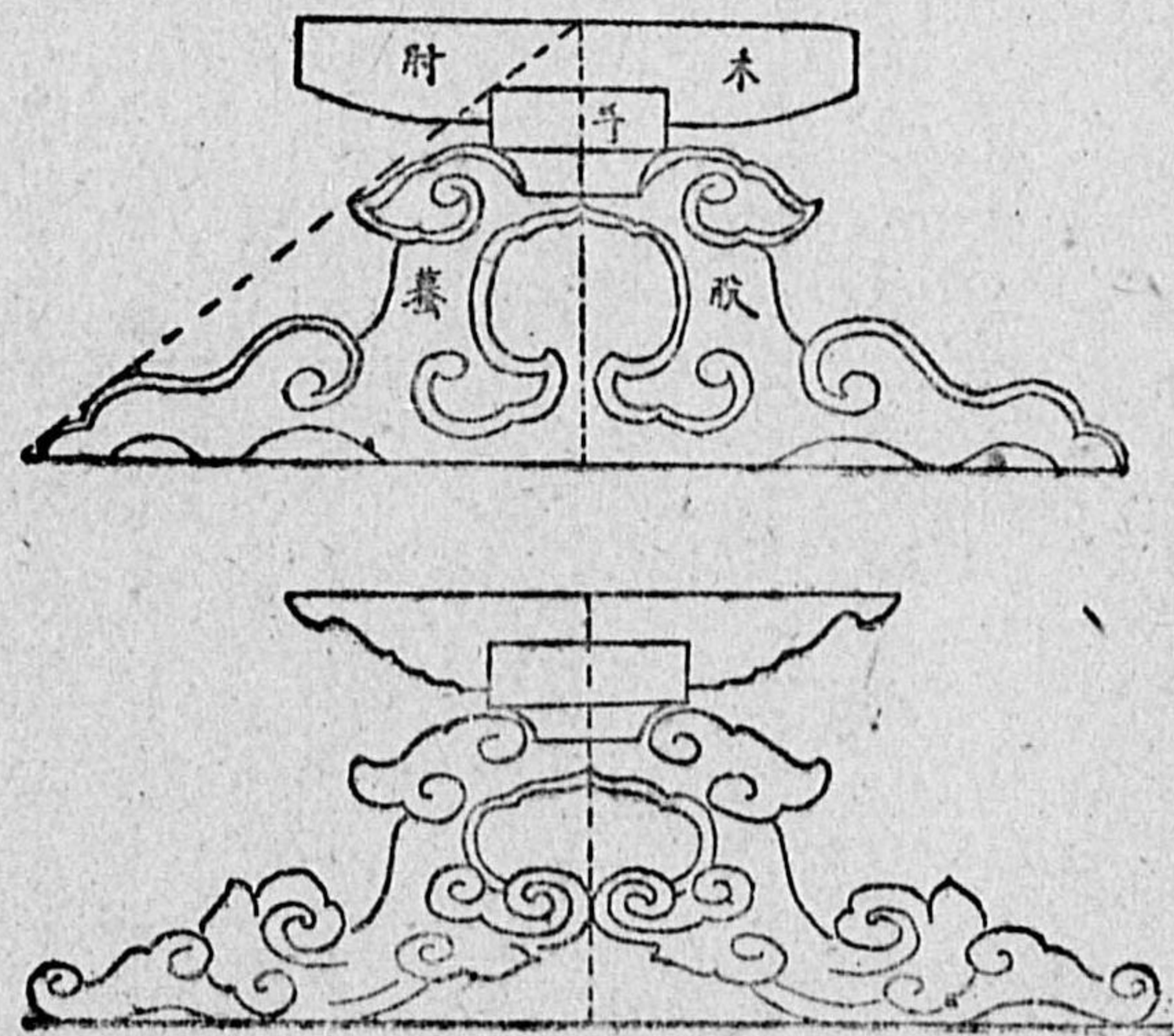
柱との取り付けは圖示の通り丸桁と肘木との接合面には二箇所に太柄を植ゑ堅むるなり。
 隅肘木の出は肘木或は柱幅の裏目の長さとする。
 丸桁の大きさは其成を柱の一倍半或は柱幅の裏目、幅は柱幅の八分とす。
 墓股は玄關虹梁中央の上端か又は柱間の中央桁下端等に取設くる一種の裝飾的束木にして下端、股幅は椀八枝又は柱五本にするを常とす、或は底巾は高の約三倍弱にする事もあり同斗の大きさは大斗幅の六七分、肘木の長は斗の三倍にするなり。
 高、肘木上端迄にて柱の二本程とす。
 厚斗の敷巾と同寸とす。

第百三十二圖 船肘木



ませ其厚さ壁面より三四分内方に入りたる位の厚さとす。

第百三十三圖 墓股



種の裝飾的の肘木なり。是が大成柱の八分長さ柱の五本、肘木の前面は柱面より柱巾の十分の一引込

木鼻及拳鼻は第三百三十四圖に示せるが如き形状の物にして向拜柱の外面に裝飾的に飾り付けるものにして恰も虹梁の兩端を柱外面に延せるが如き感あれども、事實は全くの裝飾的のものにして取付け方は前述の通り引獨古鯨栓締めとす。

第三節 檼 割

檼の割方には種々あれども尤も多く行はるゝは次の四種とす。

本繁檼割 小間一つ「小間とは檼と檼との間隔即檼成一つの明きを云ふ」。

半繁檼割 小間二つ。

吹寄檼割 小間一つと小間二つを交互に。

間散檼割 小間三つ。

一枝とは檼の成と下端巾との和を云ふ。

凡ての建物は此の一枝を基準として各部の大き「木割」を定むるものなり。

檼の大きは此の一枝歩の二十二分の十を其中とし、成は其の巾の二分増し即ち二十二分の十二なり。枝歩とは柱真々の間に何枝かの檼を打たんとする數にて割りたるものなり。

例へば柱真々十二尺の所に檼を二十四枝打たんとせば其一枝歩柱真々二十四分の一即ち五寸なり。

是に要する檼の大きは五寸の二十二分の十即ち二寸二分七厘となるべし。此の寸法は即ち檼巾なり。故に前述を假用する時は成は巾の二分増しなるを以て成は二寸七分二厘となるべし。

備考 一間社の檼割にありては其柱真々六尺に檼を二十二枝打ちとするを常例とす。故に其一枝歩は二寸七分三厘なり、檼の大き巾一寸二分四厘、成は一寸四分九厘となるべし。

第四節 斗 組

斗組は普通住宅等にあまり用ひられざれども、宮殿造及社寺等の嚴格なる日本建築に用ひらるべし 第三百三十五圖は三つ斗組檼六枝懸の圖なり、即ち三つ斗に檼六本納まる施工なり。

一枝は檼の成と下端にして明きは成程是を成轉とも云ふ「即ち檼成一と小間一との和を云ふ」。

檼は下端一寸ならば成一寸二分なり。是を二分増と云ふ。

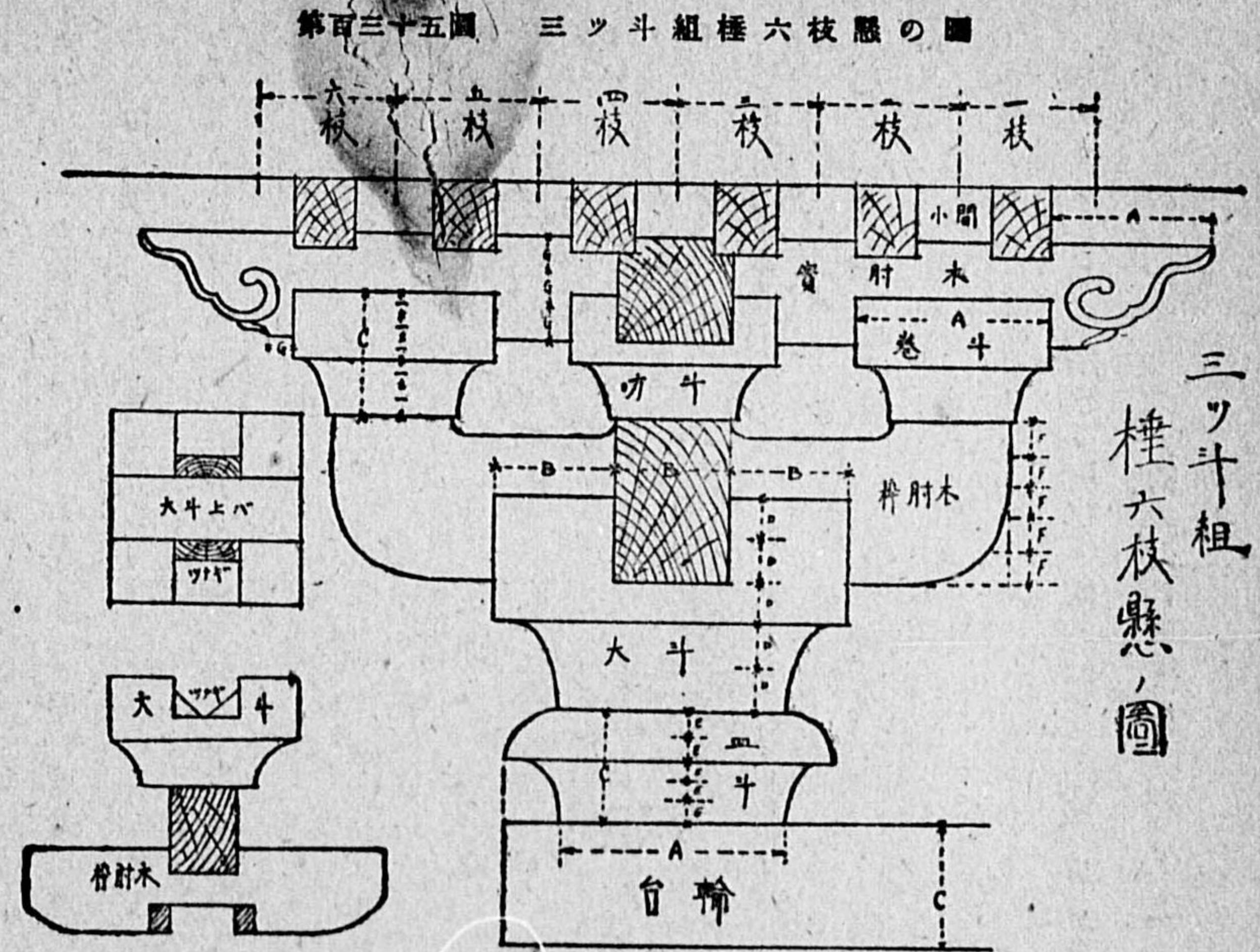
方斗及卷斗の大きは同一にして其中は檼巾二つに小間一つ、同じく成は巾の五分の三なり。下方の面の取り方は其成の五分の二とす。

實肘木の大きは方斗巾の五分の三の正方形にして方斗及卷斗との掛りは方斗成の五分の二なり。

粹肘木の大きは巾を實肘木と同一にして成は其二分増とす。

大斗の巾は檼巾五つ、其成は巾の五分の三、而して下方の繰り方は成の五分の二とし上方は粹肘木

三ツ斗組
檼六枝懸ノ圖



第百三十五圖 三ツ斗組檼六枝懸の圖

に掛る部分は同じく五分の二なり。
 皿斗の中は大斗と同じ上方の刳型は成の五分の二とし、下方の刳り型は成の五分の三とす。
 實肘木の鼻の出は卷斗巾と同一にすべし。

第五節 出組及腰組

出組とは三ツ斗以上の斗を組み上ぐる場合に行ふ方法にして圖に示せるは二手先三手先四手先なり。

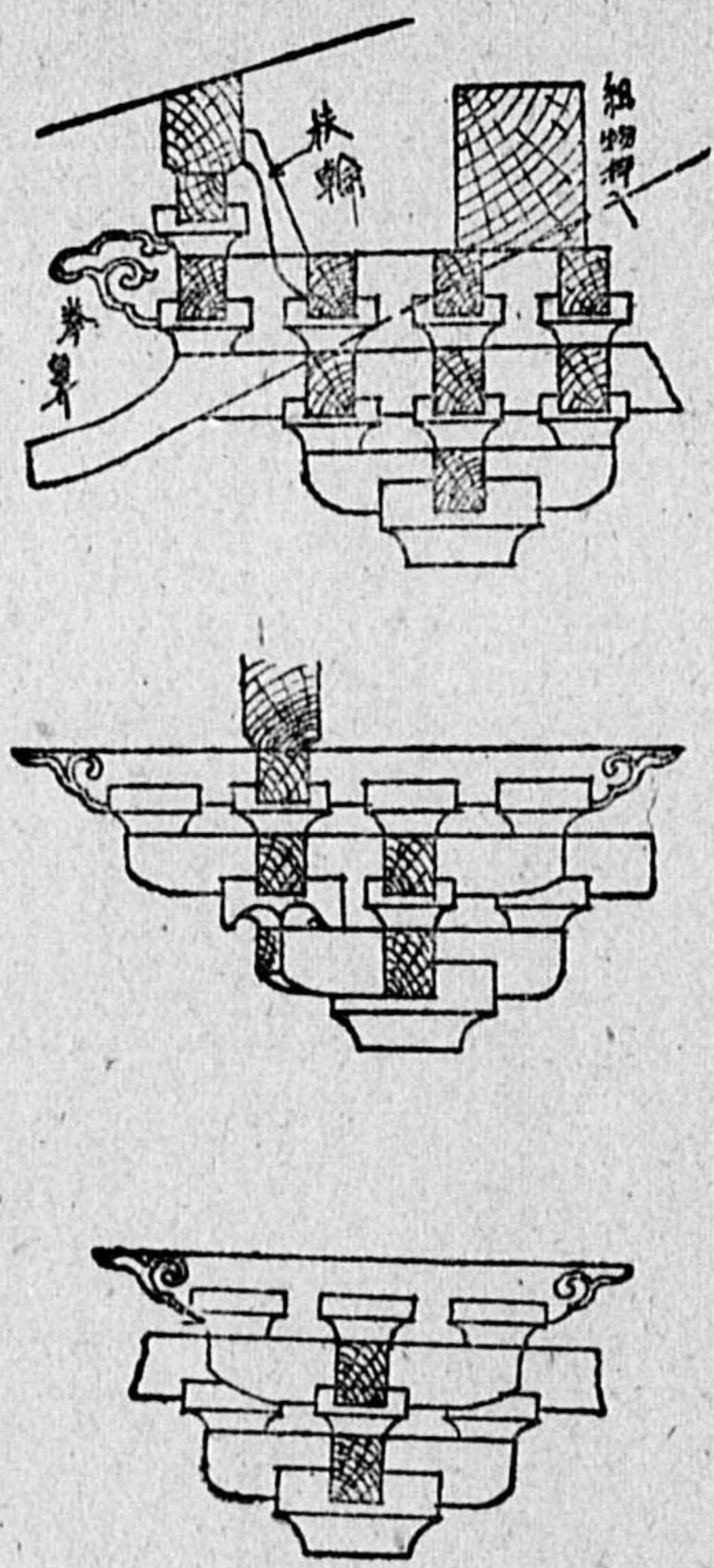
- (1)は二手先組上げ平の切斷圖にし中央の圖は隅を平の方向より見たる所にして下圖は同上平の部分正面より見たる所を示せり。
- (2)は三手先の組上げ圖を示せり。
- (3)は四手先の隅組上げを平より見たる所を示せり。

二手先上平

全圖

全平上

第三十六圖 出組 其の(一)



示せり。軒先の出多き時に適用す、一般に手先には尾檼と名づけ枯木様の材を使用し屋根の重量を支へしむ。是れが勾配は手先の多少によりて異なるも一手或は二手先の場合は六寸勾配位なり。
 (3)の如く四手先の場合は上を五寸中を五寸五分下を六寸と云ふが如き勾配にする事多し。

尾檼の鼻の出は圖中○印に示すが如きを常とす。

尾檼鼻の切墨は古風は立水式にして現代式は投に切るなり。

支輪は軒先丸桁内側より通肘木の前面に斜に縦格子の如く並列し、其裏面を板張とし時には此の部分に彫刻を施せ

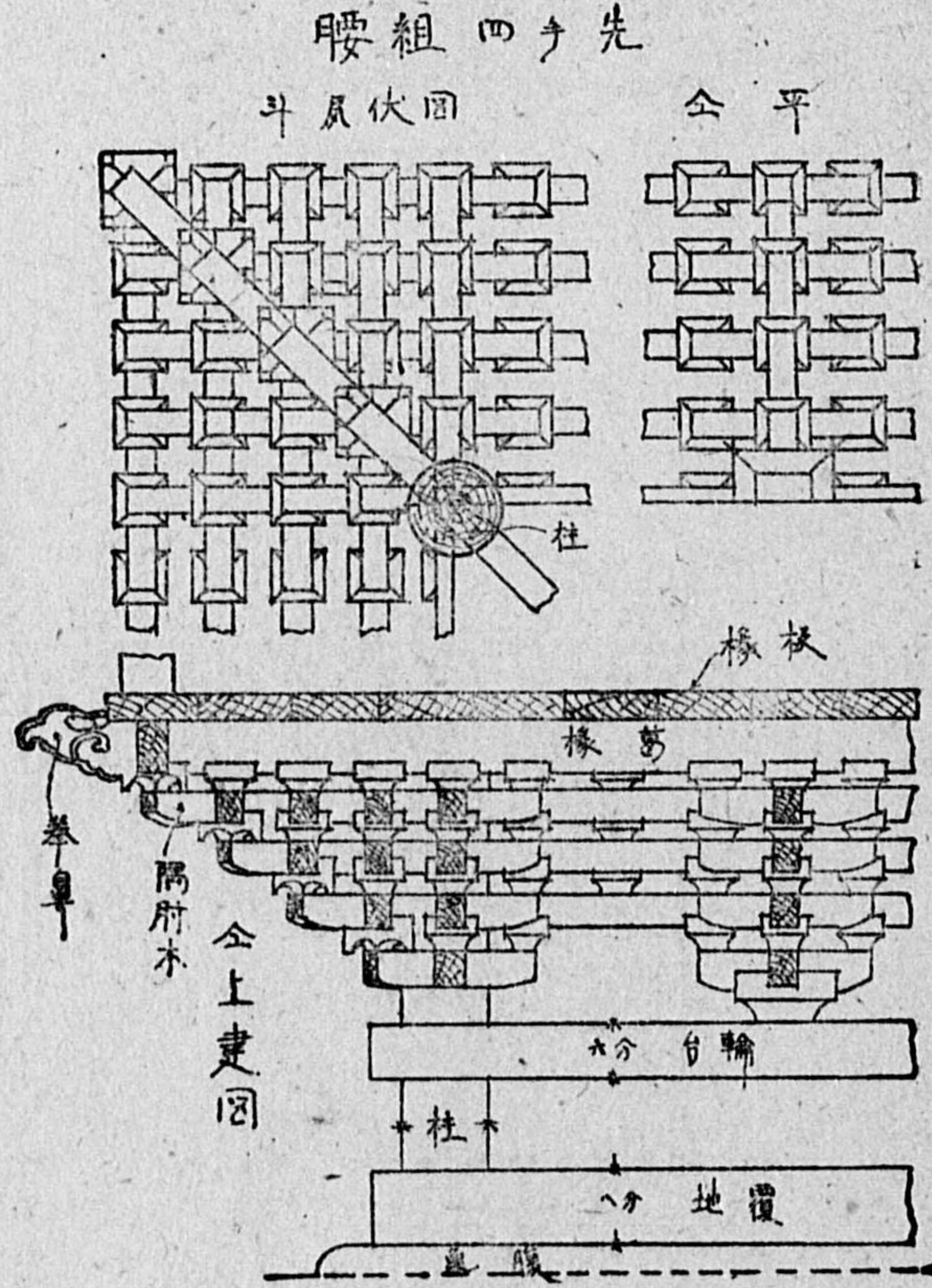
る厚板を用ゆることあり。

第百三十八圖は四手先腰組の仕方にして、上等建築の椽側下に要する構造にして本圖上左は斗尻伏圖にして同右は同平、下圖は是れが建圖正面より見たる所を示せり、前述出組と異なる所は隅柱に大

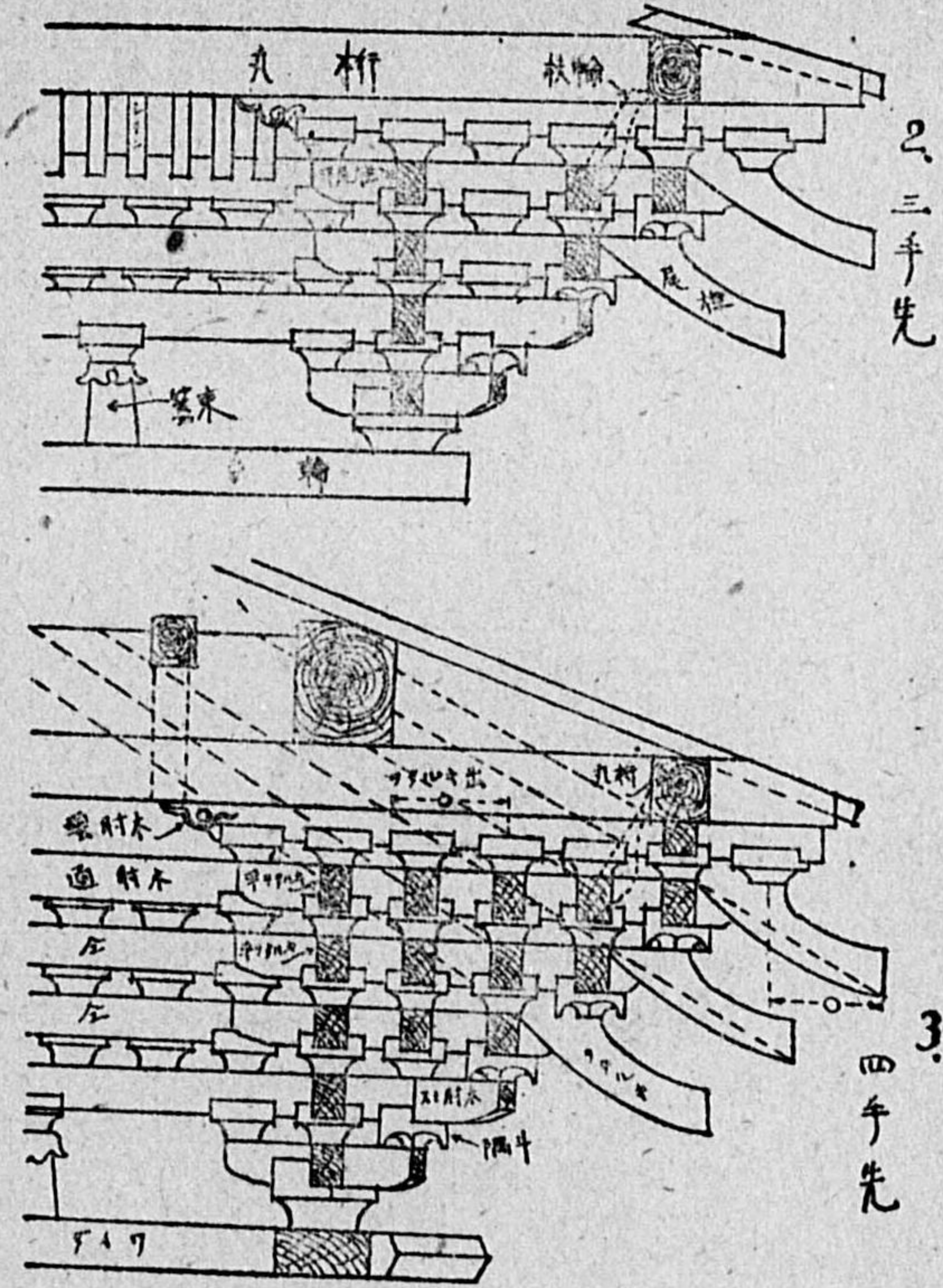
鬼板は上等家屋の棟上に掛魚は破風拜下端に何れも一種の裝飾的のものとして、用ひらる。是等の

第六節 鬼板及掛魚と破風の反り

第百三十八圖



第百三十七圖 出組の圖 其の(二)



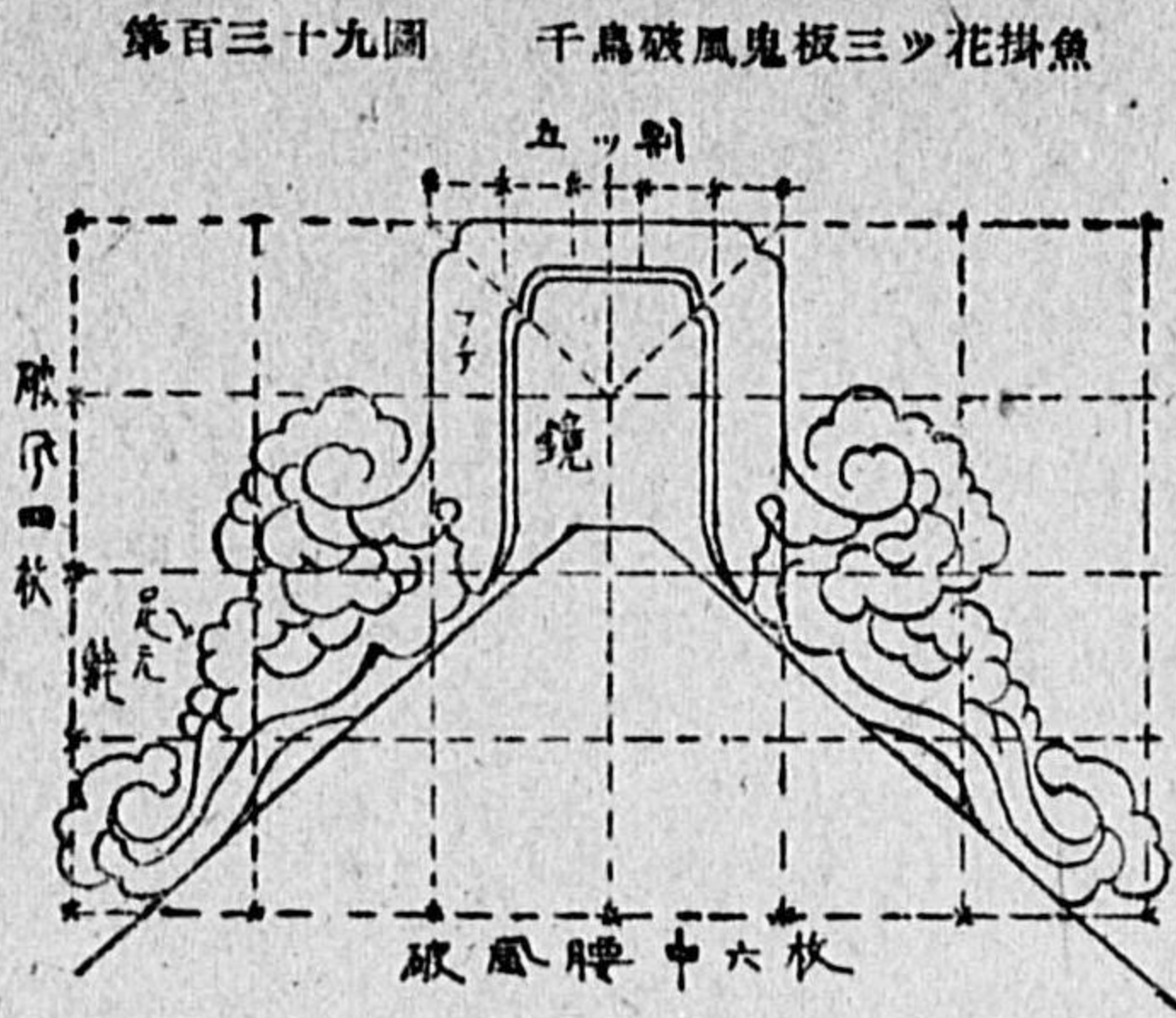
の直径を十分し其一つを一分と云ふ。

椽巾即ち椽外部への出は上方木負下端外角を見下したる所を小脇柱の外柱とすべし。
 布石上端より大床（椽側の事）板上端迄柱七本半布石の高さ柱の三分乃至四分龜腹一本半。
 椽板厚三分椽葺の外面より其厚程出すなり。之れを板返しの出と云ふ。
 注意 何分とあるは本柱

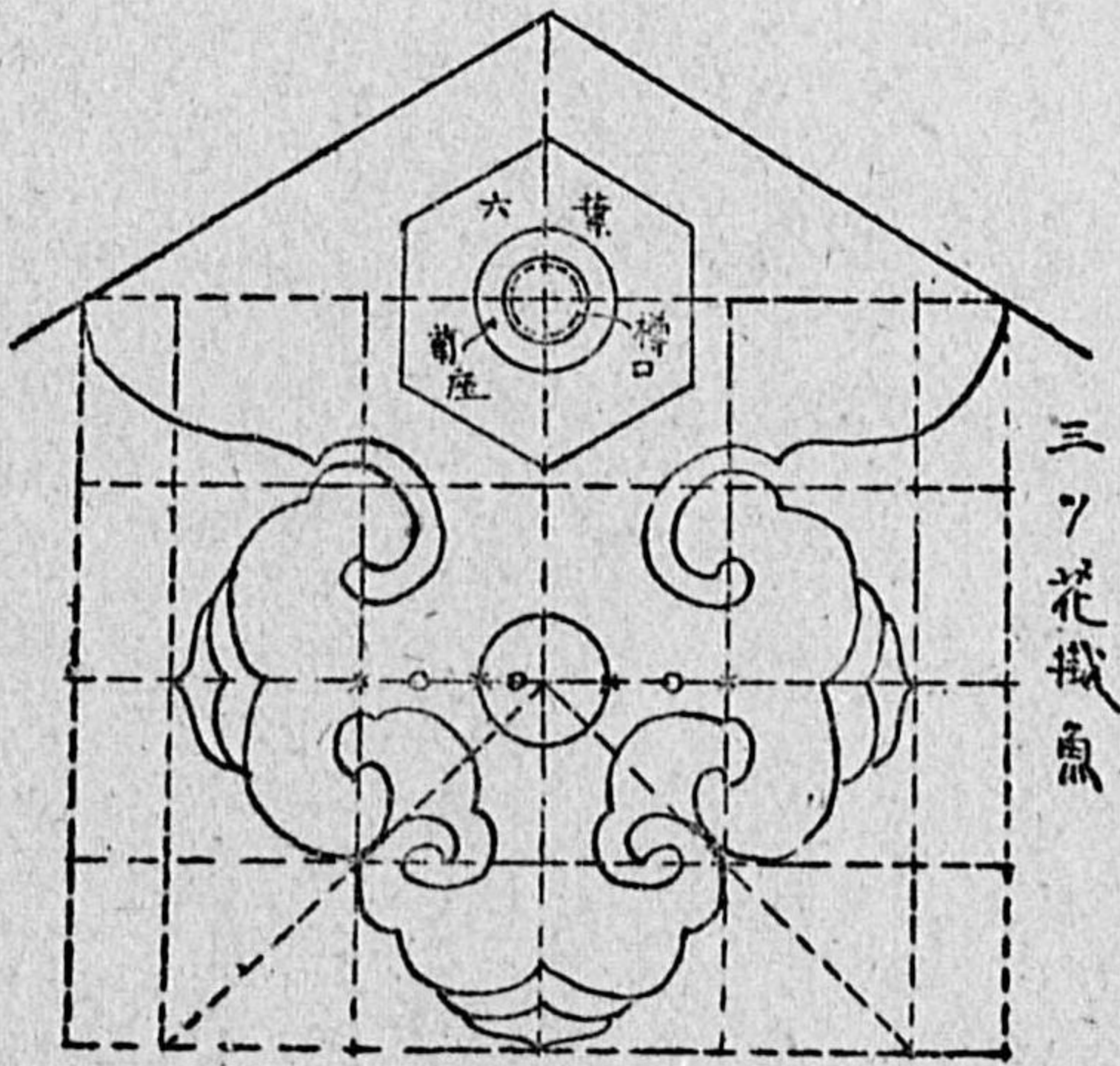
斗を用ひざるにあり。

物は何れも破風の形状によりて多少異なるも、鬼板の大きは概ね中央部即ち額縁大は破風腰巾二枚の正
方形點線にて示せるが如くするなり。左右足元鱸の巾は破風腰巾の二枚とす（破風腰巾とは破風全長

千鳥破風鬼板



三ツ花掛魚



の中央を云ふ）第
百三十九圖に示せ
るは千鳥破風に用
ゆる鬼板の繪模様
を示せり。

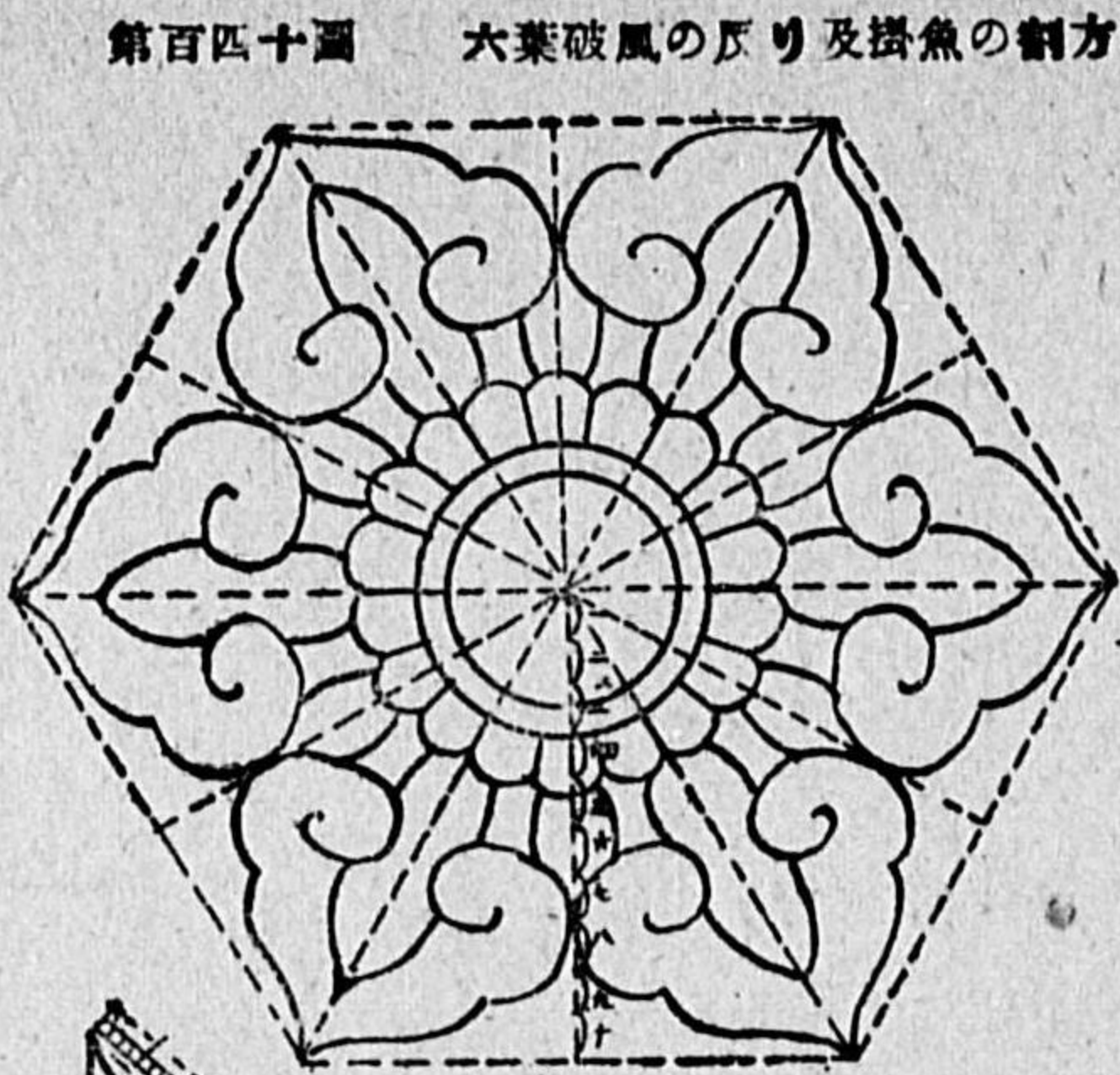
掛魚(懸魚)の大
は鱸ある物は鬼板
と同じく其巾は破
風腰巾の六枚とす
鱸なき物は破風腰
巾の二枚とす。圖

第百三十九圖 千鳥破風鬼板三ツ花掛魚

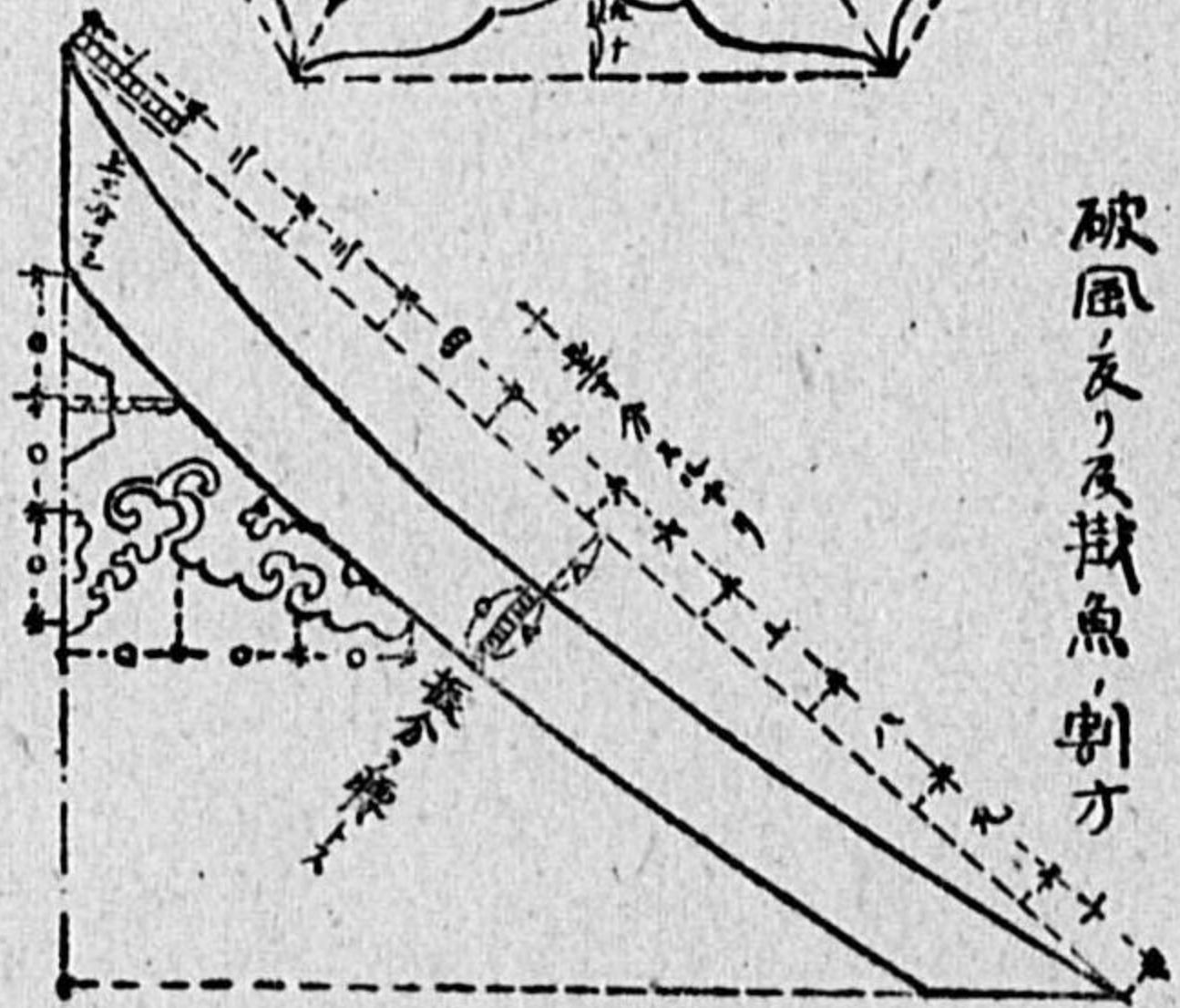
に示せるは三ツ花掛魚の繪模様を示せり。

掛魚の上部には第百四十圖に示せるが如き六葉を取り付け飾るを常とす。

六葉



破風反り及掛魚の割方



六葉の大きは中央部巾の三分の一とし其厚さは種下端巾に等しくす、菊座の大きは六葉巾の二分の一に
し其厚二分とす、檜の口の大き、菊
座の半分にし種下端巾程長く前方
に出し其尖端を根元の四分の一の
増を附し造るべし「出は裏甲の出
と同寸にす」破風の反りは流れ全
長の百分の三位にとり、破風の
上方巾は腰幅に三分増し下方巾は一
分増しとし板厚は種成と同寸にす
るを常とす。

間のときは上み巾一尺一寸五分下も巾八寸五分腰巾九寸にし厚二寸五分位のものを用ふべし。

第七節 入母屋造り起り破風

入母屋造りには三つ母屋納め、三つ半母屋納め、五つ母屋納めの諸法あり。三つ母屋納めとは屋根

第百四十圖 六葉破風の反り及掛魚の割方

平の流れ全長の三分の一。五つ母屋納めとは屋根平の流れ全長の五分の一軒先より入りたる所を破風の前面とし切妻に形造りたるものを云ふ。

三つ半母屋納めとは三つ母屋納めと四つ母屋納めとの中央より起りたるものを云ふ。

第四百十一圖は和風上等玄關入母屋造り起り破風の建圖及各部の寸法を示せり。柱真々二間柱の大五分半（六寸六分角）。

建地の高本家土臺下端より平桁下端迄八尺五寸、水引下端を本家差鴨居下端と同寸にすべし。

脊石高地盤より四寸、同上端中柱の裏目切下げ勾配二寸五分の返し勾配とす。

平桁大成四寸五分巾五寸五分。

丸桁大成九寸巾六寸、丸桁下端と平桁上端との距離一尺五寸（柱二本三分）。

化粧樫成二寸巾一寸七分。

茅負成二寸五分巾三寸四分。

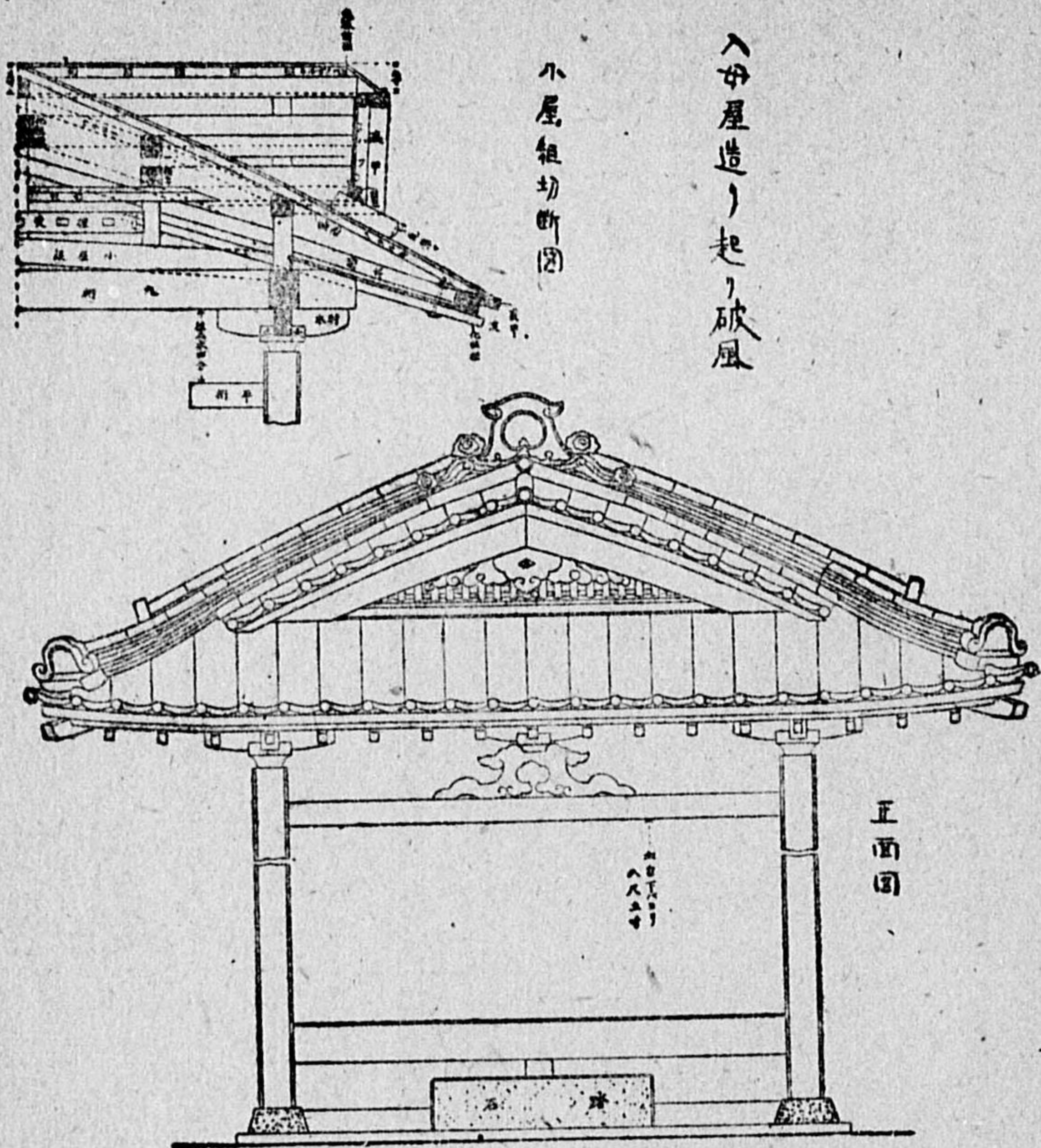
淀成一寸八分巾三寸四分。

桷木の大き巾三寸四分成三寸八分を口脇外角迄の高とす。

裏甲成二寸二分鼻に成の二分増し巾は淀の面より三寸四分出すべし。

破風板巾下方五寸二分上方六寸三分「起り腰巾の三分の一位にして上方は野地の上端より五寸下り

第四百十一圖



入母屋造り起り破風

小屋組切断面

正面図

(みのこ)の高さを裏甲の上端とし下方は野檜の下端又は樫真中を裏甲の上端と定め其の下端に破風板を取り付くべく、而して上方前面への傾斜は其厚さ丈として三つ半母屋納めとす。

登り裏甲成二寸二分巾三寸四分上に分半の増

前包は破風板の下方に組せるなり、切斷

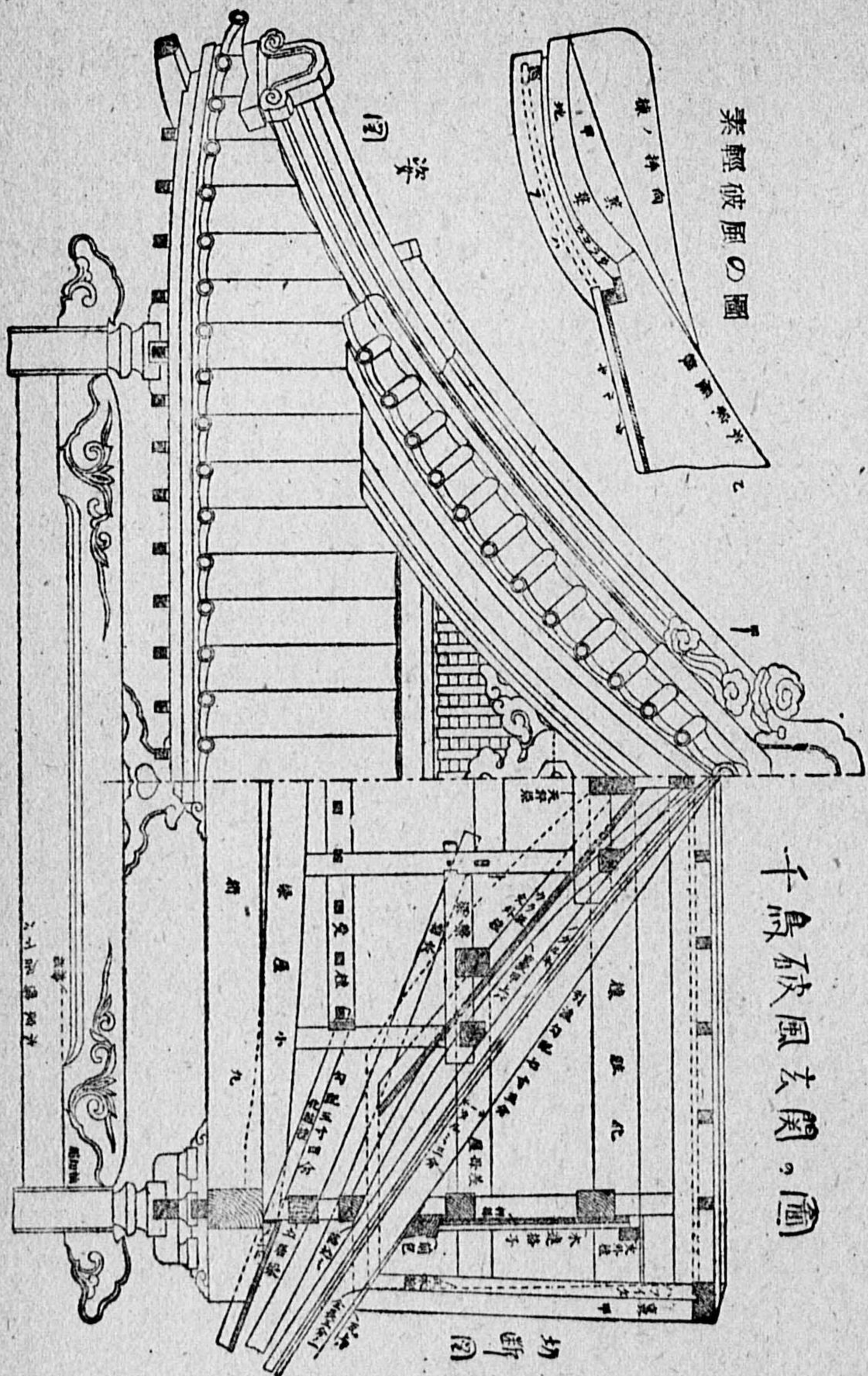
圖参照。

木連格子は破風板内面に納む。
 化粧軒の出柱間三分の一「即ち柱真より極鼻迄の長さ」。
 大斗の大巾七寸八分「柱に二分増し」成四寸七分。
 肘木大さ巾三寸二分、成三寸八分長二尺三寸五分。
 墓股厚さ二寸二分巾同所高さの三倍とす、同斗の大さ成三寸四分巾六寸六分同肘木大さ成三寸二分巾二寸六分五厘長さ二尺。
 小屋梁の大さ松丸太末口八寸太鼓落「兩側面を柚削りせるものを云ふ」。
 小屋束、母屋、棟木、何れも四寸角「但し化粧棟木成六寸五分巾四寸五分」。
 差母屋成五寸巾四寸。
 枯木松丸太末口四寸以上のものを三尺間位に配置す。
 土居梁成六寸巾五寸。
 野極並二寸角。

第八節 千鳥破風

第四百四十二圖右は千鳥破風造りの構造にして同左は正面姿圖同上圖は素輕破風の圖を示せり。

第四百四十二圖 千鳥破風の圖



本圖は柱真々十五尺建地の高地覆石上端より虹梁下端迄九尺五寸柱大、八寸角。脊石の高五寸五分上端巾一尺一寸四分。

虹梁の成一尺一寸、巾七寸二分、袖切の厚六寸四分長一尺四寸、袖切楣との間は虹梁成の八分、楣の決方十分の一を捨楣とし他は一、一半の二段に決り取るなり。

木鼻の大長柱二本巾六寸四分、成虹梁と同寸丸桁大さ成一尺巾七寸。

化粧檼の大さ成二寸四分巾二寸。

茅負四寸角。

裏甲成二寸四分巾八寸出四寸とす。

大斗巾九寸成五寸四分。

粹肘木巾三寸二分成分三寸八分。

卷斗巾五寸四分成分三寸三分。

實肘木三寸二分角。

小屋梁松丸太末口一尺二寸。

土居梁大さ六寸の七寸。

小屋束、母屋、棟木、大さ何れも四寸五分角。

天秤梁大さ成八寸巾五寸。

差母屋大さ成六寸巾四寸五分。

化粧棟木大さ成七寸巾五寸。

継ぎ梁大さ成六寸巾四寸五分。

桔木大さ成七寸巾六寸。

屋根引渡し勾配は七寸五分にして流全長の百分の三、中央にて（たるみ）を付す。

破風板の仕掛りは三つ母屋納めとす。

第九節 唐破風造り

日本建築の嚴格なる破風造りとして唐破風は最も見榮よきものなり。

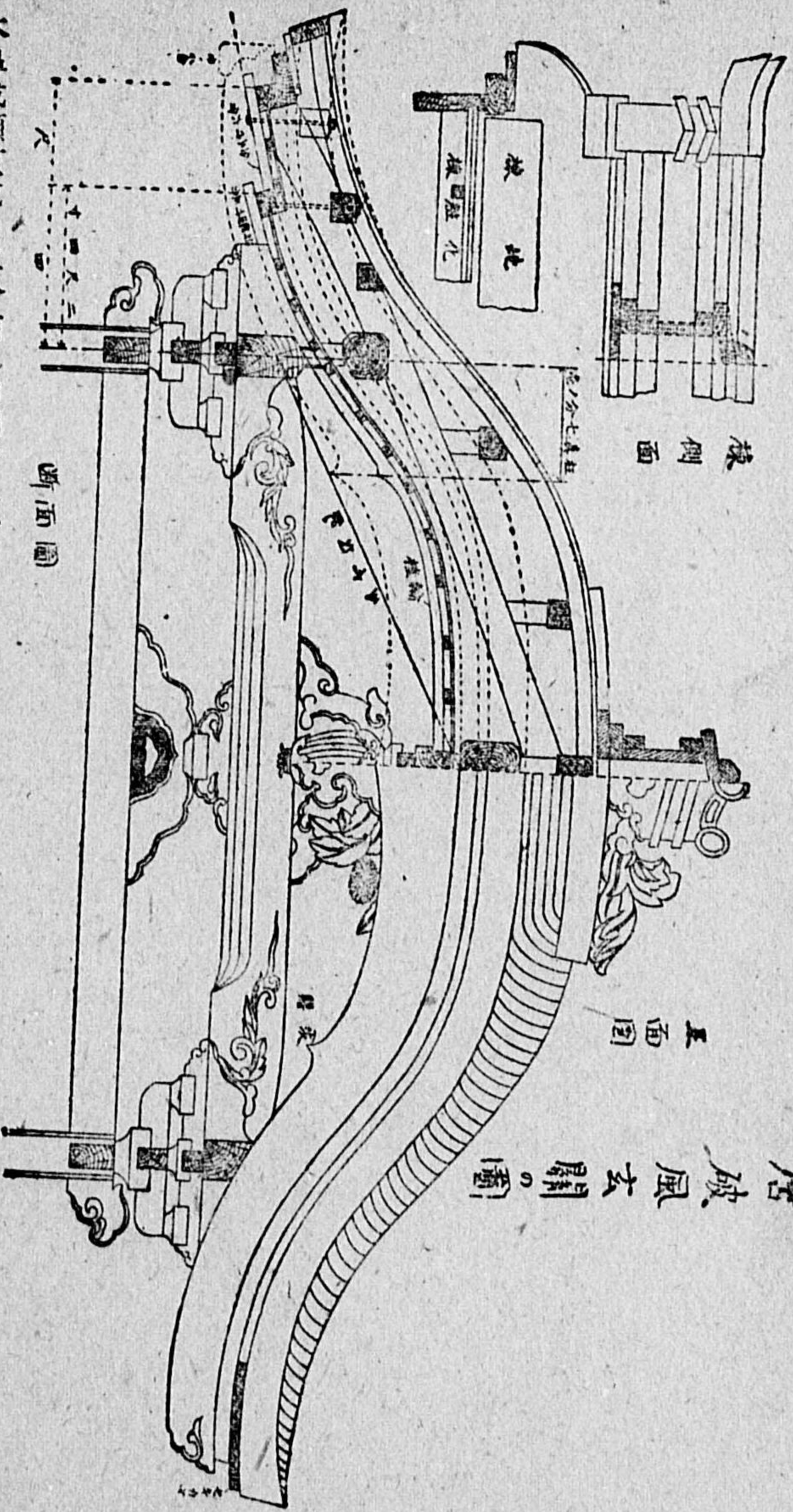
第百四十三圖右は姿圖にして同左は屋根下地拵への構造圖になり同上圖は棟の姿圖及一部切斷圖を示せり。

柱真々の距離二間柱大、七寸五分角。

建地の高地覆石上端より頭貫の下端迄九尺二寸。

脊石の高さ五寸上端巾一尺五分四方切下げ勾配二寸五分の返し勾配。

頭貫成七寸五分巾四寸八分。



木鼻成頭貫成に二寸増し巾四寸八分長さ柱一本半。

大斗九寸角成五寸。

梓肘木成四寸二分巾三寸二分長二尺二寸。

卷斗六寸五分角成三寸八分。

實肘木三寸二分角。

虹梁及丸桁共成一尺一寸巾五寸八分。

簷股下方巾三尺三寸厚二寸五分同斗の大き七寸角成四寸同肘木成四寸六分巾三寸二分長二尺一寸。

化粧樞成二寸四分巾二寸。

木小舞大成八分巾一寸二分。

飛檐樞の大成二寸二分巾一寸八分に鼻を削り同成の六分の一位の反りを付け木負及茅負共大き成三寸六分巾四寸。

裏甲の成二寸二分巾七寸

椽茅の成二寸二分長九寸厚三分前の出三寸。

軒の出陸にて地樞二尺四寸飛檐樞一尺六寸。

破風上方一尺一寸五分下方八寸五分腰巾九寸厚二寸四分。

葺地の厚さ六寸とす箕甲シロカの厚さ上方にて八寸、鬼板臺の高さ五寸。

小居梁松丸太末口一尺以上。

土居梁六寸五分角。

桔木ハネキ成八寸巾五寸五分。

野種並二寸角。

母屋、束、棟木、何れも大四寸角。

破風板の造り方、丸桁真にて化粧裏板上端より一寸以上上りたる所を破風板の上端として之より要する巾の距離を以つてす下方は其勾配線に直角に描き線の丸桁真墨と交る點より五寸勾配に引き上ぐべし而して其中心に於て會する所を破風板の上端と定むべし。

茨錯イハヒは柱間の七分の一丈丸桁真より内方に入りて破風の下端とす。

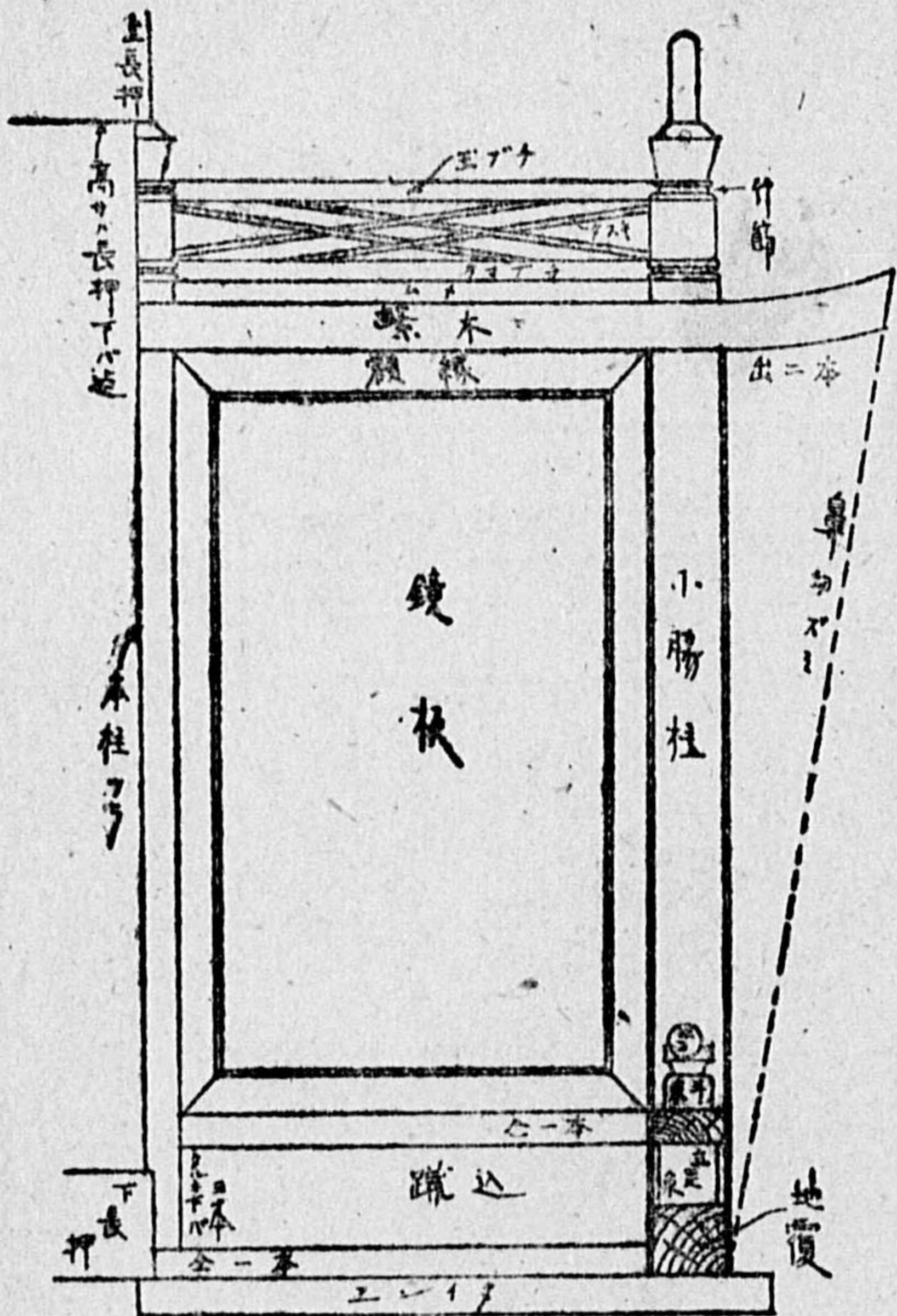
茨種破風の反りに倣ひ恰好良くすべし。

大平束タイヘイは上方柱丈又は柱に二分増し下方柱の八分同所の斗の大きさ大斗の七分乃至八分取りとするを常とす。

第十節 小脇障子と高欄

小脇柱の大きさ本柱の六分、繫木成四分巾七分鼻の出柱外面より下端角にて柱二本鼻切墨は地覆下端外角より圖の如く投げに切り其の成十分の二宛の増及反りとす。

第百四十四圖
小脇障子



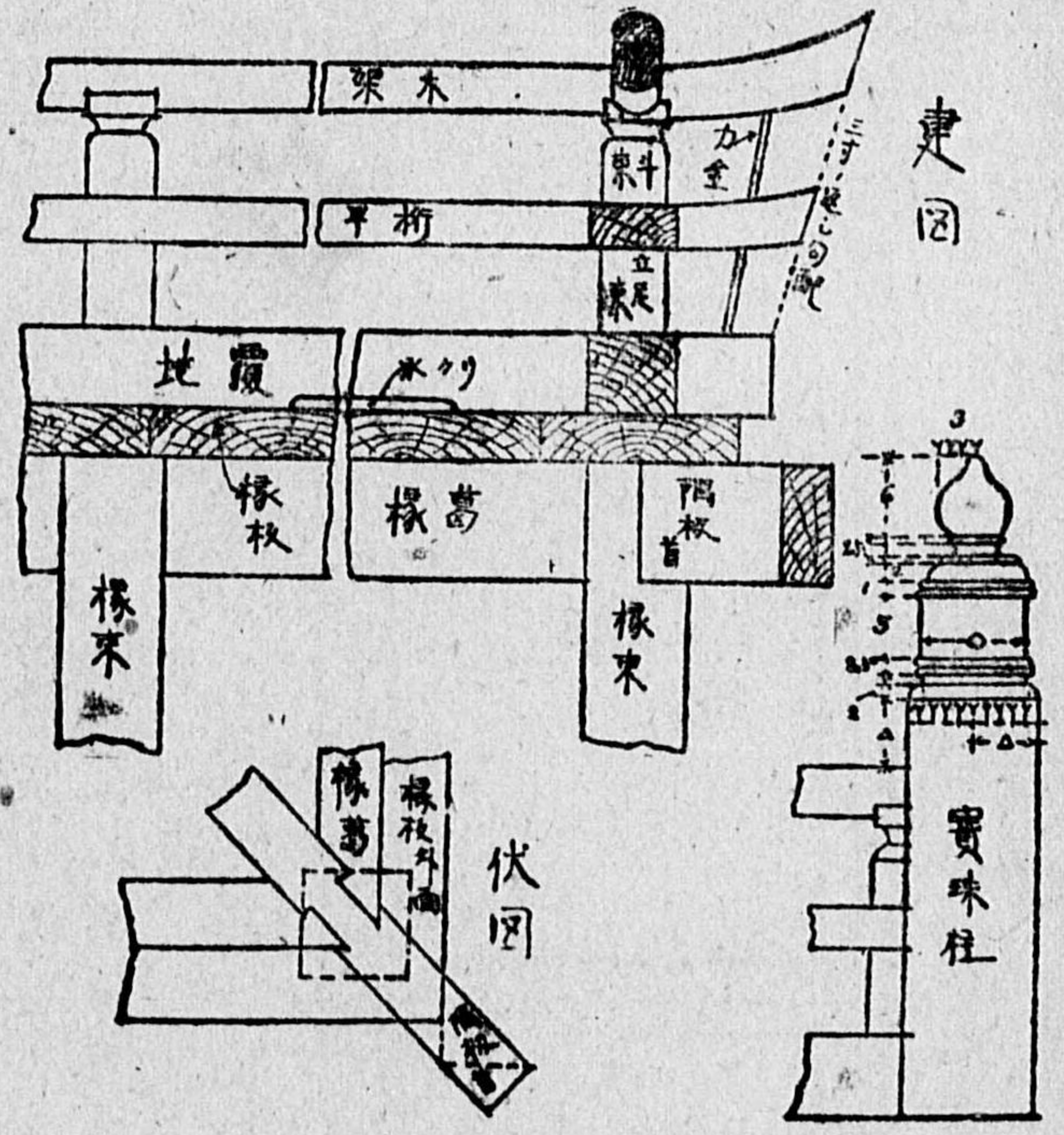
巾東の五分、樫成節の五分巾東の五分の一各明きは巾の裏目とす。

小脇柱上方東本柱の五分半高東の直径の三分九厘繫木上端より一分二厘隔てて節を其一つ胴を三つ次に節一つを置き三つの内一つを兜形に造るなり何れの節にも中央に細き筋を入るゝなり此の物を竹の節と云ふ。

玉縁の成節一つ同

戸の額縁見付小脇柱の十分の四半見込は見付の八分戸下棧下端位置は高欄の平桁を見廻にするを常とす。

第四百十五圖
高欄木釘



本二分の丸鼻の反り直径の二分の一上端に十分の二の増を附すべし。

高欄の高さは種の成八本地覆は二本の角隅及平共に立足東の真より地覆大さの二本又は二本半離れて水線を取り其高さは地覆成の五分の一又は六分の一とす立足東及斗東地覆の八分角、平桁巾地覆と同寸成は種成と同寸上方斗の形は三つ斗割にて定む、架木種成の一

地覆と平桁との明種成二本平桁と架木との明き一本八分とす。
寶珠柱直得地覆の裏目の丸柱其下方の胴圖示の通り等分し八分を上方の胴とす是れが刳型の各高さは上方胴圖中○印の十分の二十一の高さとし各部の割り方は圖示の通り。

第十五章 土藏建築

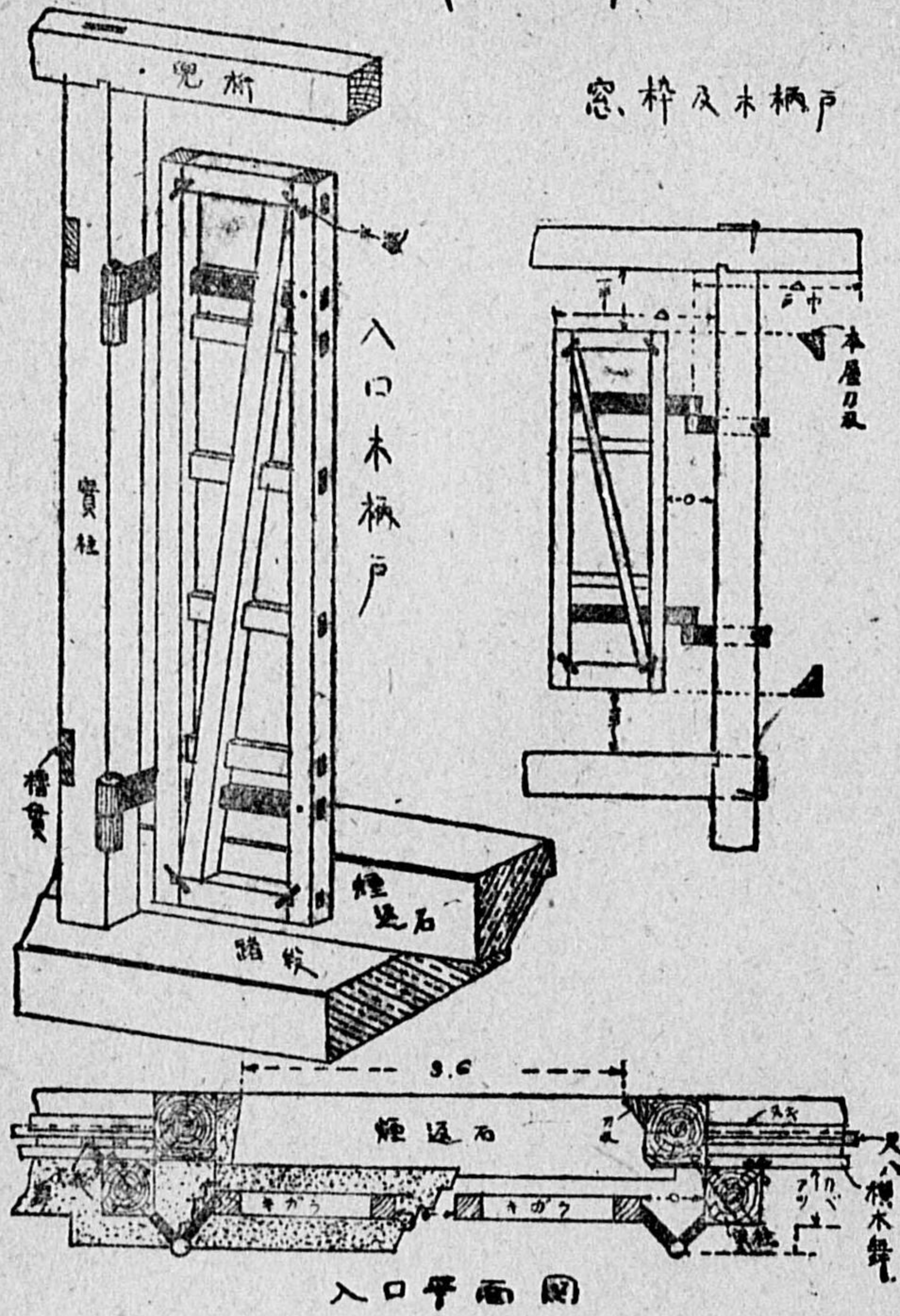
土藏は其の基礎に及ばず荷重甚大なるが故に住宅に比し一層入念なる構造となさざるべからず、各部の構造も亦住宅に比し堅牢を旨とし従つて各要材も亦充分大なるものを用ふべきなり、土藏は盜難よけと同時に防火構造たるべし。

土臺五寸角位の物を三面コールターを塗布し防腐す、柱四寸角乃至四寸五分角を用ひ外面には劫掛となる様木釘又は竹釘或は洋釘を打ち付け此物に横木舞を架し柱には釘打ちとす而して小舞竹(竹製は直径一寸五分)又は一寸二三分の小角材を打ち付けるなり。
柱の間隔は三四尺とし兩妻の柱は母屋に差し通し天秤梁を柱に柄差しとするか又は柱に天秤梁を折置に架け其上部に母屋を取付くるか又は敷梁一方は柱に柄差しとし他方は母屋の下に折置にするか又は柄差しとす。

第四百十六圖は土藏の矩計圖を示せるものなり。

す。

木柄前戸藏土

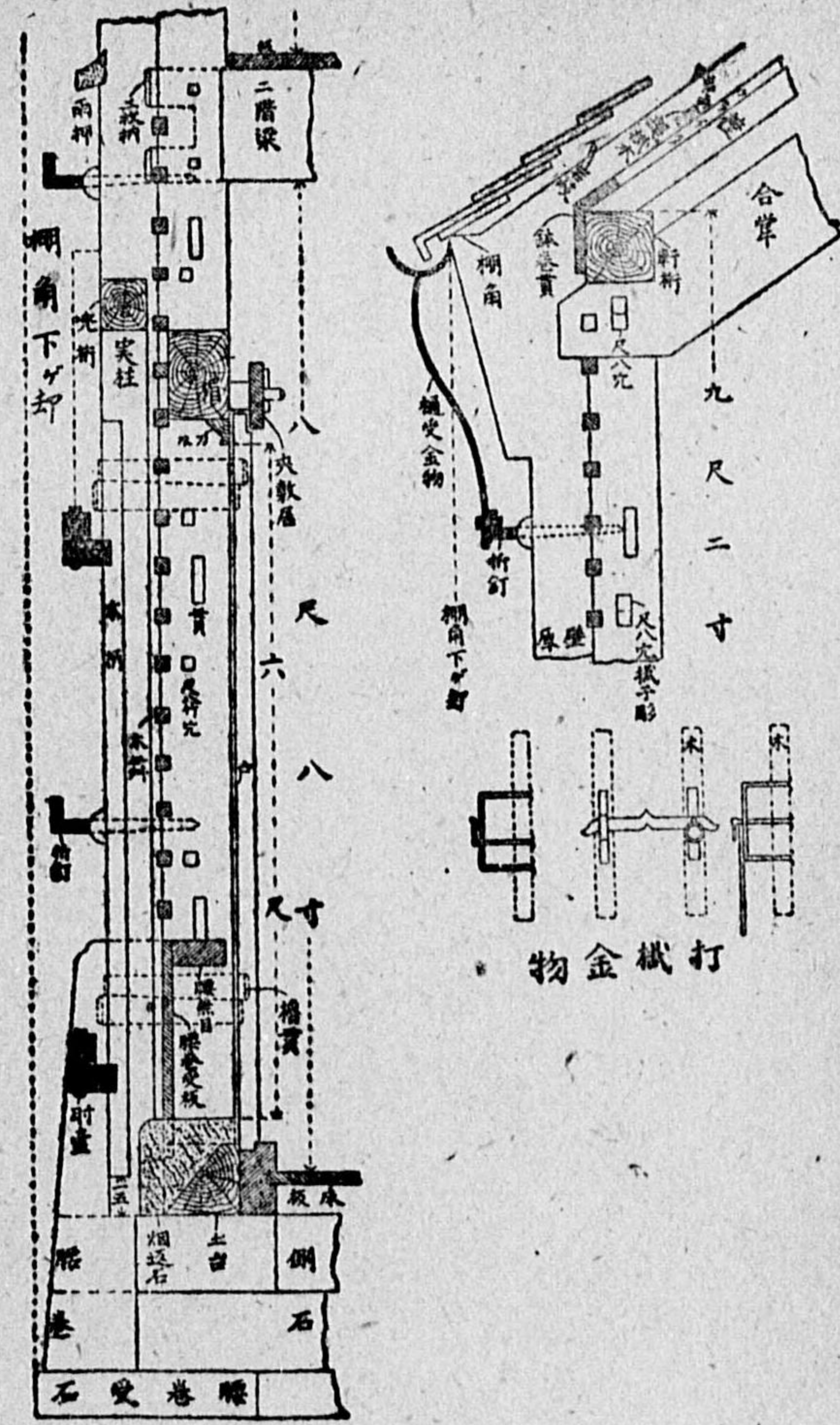


二〇九

兜桁成五寸巾四寸五分位置楣下端より桁の下端迄を九寸以上一尺位上げ同鼻の長さは戸を開きて其の戸巾と等くすべし肘壺の位置は下方木柄戸の下より一尺位を其下端とす上方の肘壺は上框より六寸位引下げたる處

其外面を等しく建て同左右の開きは本柱の入口側面より實柱内面迄を平壁の厚さ程宛開きて建櫓貫

「巾四寸五分厚さ一寸を五分位の勾配に挽き割れるもの」を前後より打ち込むなり。



二〇八

第百四十七圖は出入口戸前の構造にして高は煙返し石上端より刀刃の下端迄を六尺乃至六尺二寸位とす、

横巾は刀刃内法三尺六寸位を普通とす。

入口實柱の大き四寸五分角にして平壁の塗上り面と

と木柄戸には煙返石下端より一寸五分上げ上方は刀刃外即ち楣下端迄の長さとする。
出は壁の塗上り面と同寸其内面煙返し石との距離を八分乃至一寸とする。

釣込は戸の開閉を容易ならしむる爲めに上方を三分位垂直より内方に釣り込むべし窓枠大きさは四寸角にして上枠鼻の長さは兜桁を定むると同じ木柄戸の長さは本屋の刀刃上下の外法の長さとし枠の取付方は上の刀刃上端より木柄戸の上方を三分位枠共に高く取付くるものとす刀刃の大きさは入口の分二寸二分位として窓の分は一寸八分位の三角形とす木柄戸肘壺の位置は下方戸の下より六寸位を其の下端とし上の肘壺は戸の上方より四寸位下げたる所を上端とす。

木柄戸縦框の大き二寸五分の二寸二分上下横棧三寸二分の二寸二分中棧及筋違ひの大き二寸五分の一寸四分箕貫しほまの大き杉六分板の赤身を巾二寸位に挽き割り使用するなり。

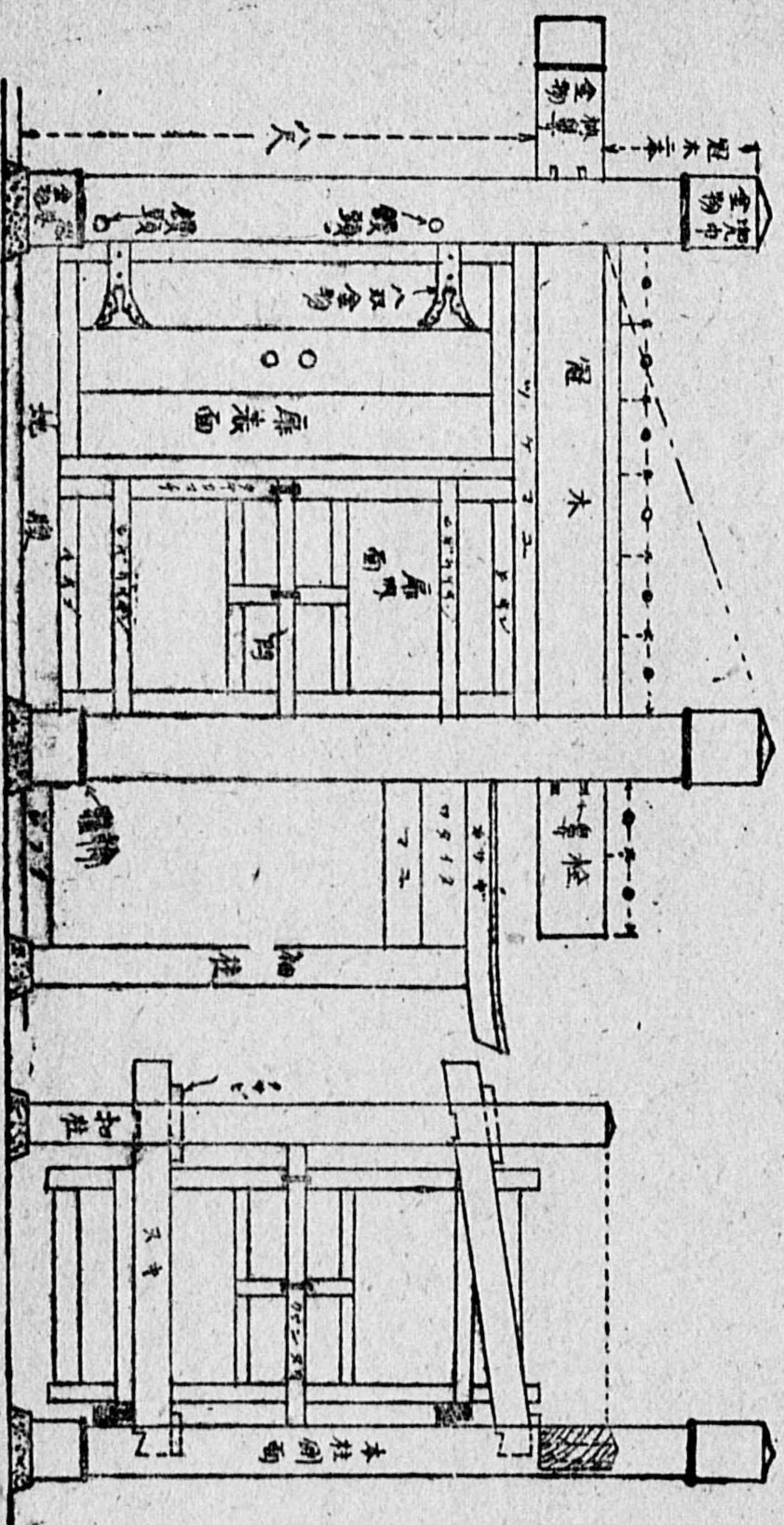
第十六章 門

門には其種類形状は極めて多く殆んど一定の様式なしと言へども従來我國に於て最も多く行はれし所の物を擧ぐれば冠木門、腕木門、塀重門、中門、表門、棟門等とす是等のものにも極めて簡單なる造りもあり又非常に厳格華麗なるあり要は其建物に應じ最も適合せるものを設計し依頼者に満足を與へ且つ趣味あるものとなすべきなり。

第一節 冠木門

柱間即ち柱横内法を八尺とし高さ内法八尺。

第四十圖 冠木門



柱の大見付柱間の七十五分の十見込見付の八分。

冠木成柱間六分の一巾柱見込の九分。

扣柱及袖柱共大本柱の六分角。

地覆(地腹)成本柱見付の五分巾本柱見付の四分半。

附楣(ツケマユ)本柱見付の四分の一。

根卷石上場巾本柱木口の裏目高見付の四分の一。

扉框見付柱間の二十四分の一見込見付の八分上下横棧見付縦框と同寸但し地覆及付楣共に三四分宛の掛りの増しを要す中棧の中縦框の八分厚さ六分肘受棧の中縦框と同寸厚さ六分板厚さ一分半門縦框見込の正方形肘受棧の位置は上下横棧の位置より框見付一本半宛の距離に取るべし中央横棧は上下肘受棧の間を三等分し定むるを常とす。

根卷金物の高は柱見付の八分覆輪の大きさ柱の十分の一。

兜巾金物柱見付と同寸覆輪柱見付の十分の一、柄の鼻金物冠木成の七分覆輪柱の十分の一。

八双金物長戸巾の三分の一同巾釣元にて縦框見付の八分先端の開き框の一本八分鉋甲鉋打ち。

饅頭金物 本柱用は戸框見付の九分の徑、大扉用框見付の八分の徑、小脇扉用框の六分とす。

小脇袖柱との横内法三尺縦内法六尺柱の大本柱の六分同上地覆の大柱の五分同楣成本柱六分巾小脇

柱の八分同綿板の巾本柱の一本二分、同笠木の成本柱の四分を口脇外角にて約四寸四分上端三寸勾配鼻の出は圖示の通り鼻の切り方三寸の轉の勾配。

第二節 腕 木 門

柱内法横巾八尺とし高さ内法も亦横内法と同寸。

柱大見付は柱真々の十分の一見込見付の八分。

冠木、成柱に二分増し幅柱見込の八分。

付楣、柱見付の三分角。

地覆、柱見付の四分角。

腕木、成柱の六分半巾四分。

肘木、成柱の五分巾三分半。

桁、成柱の六分半巾五分。

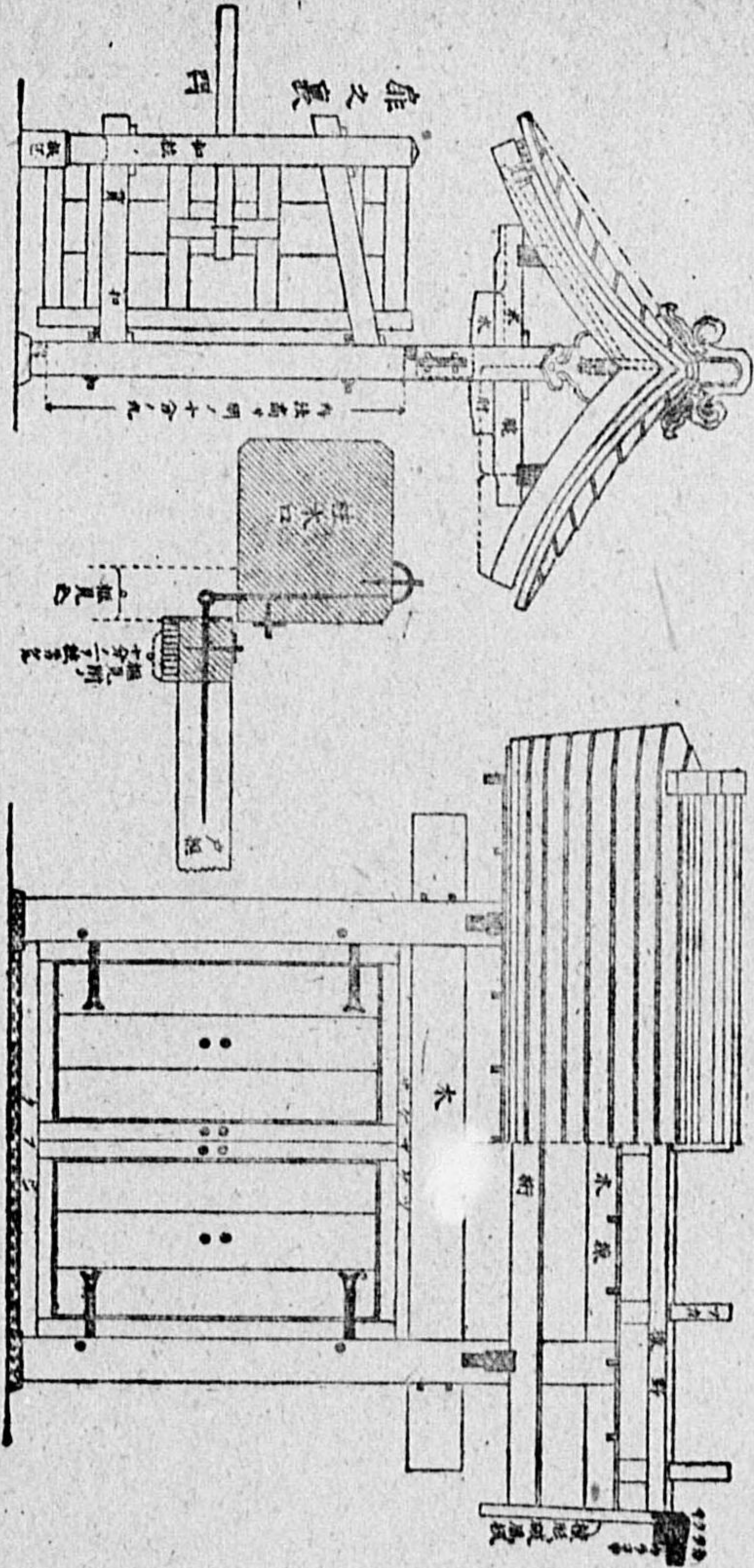
棟、成柱の六分半巾五分。

種、巾柱見付の五分の一成巾に二分増し。

扣、柱、本柱の七分角。

根包、柱直径に三分増し。
貫、巾本柱の七分厚三分。

第四百十九圖 扉 木 門

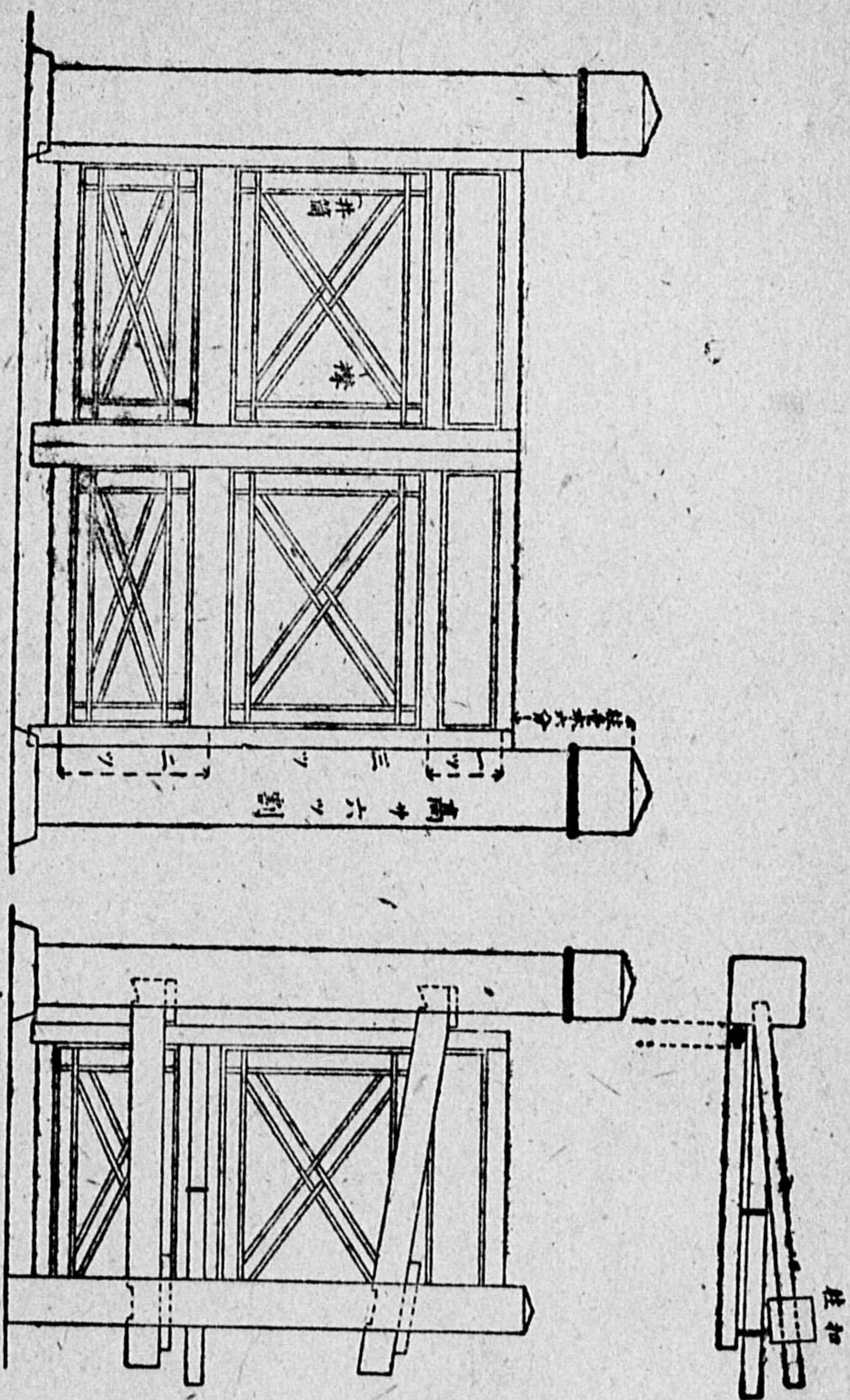


扉框、見付柱間の二十四分の一見込見付の八分。
上下棧、成框見付同寸。

中棧、成縦框の九分巾六分。
肘受棧、縦框見込と同寸。
門、框見込の四分角。
板厚、框見付の一分半。
屋根勾配、六寸とす。

第二節 塀 重 門

柱内法八尺とす。
柱、見付は柱間の八分の一見込見付の八分高扉上端より柱一本八分延し三寸勾配の兜巾トウキンに切るなり
柱根入の深地盤より五尺位。
扣柱、本柱の六分取り。(六分角)
扉、高柱間の八分半。(六尺八寸)
框、見付柱間の二十二分の一見込見付の八分。
上中下棧、縦框と同寸。
帯棧、見付縦框二本見込二寸八分。



井筒及棒、框見付の四分の一角、同明き棒二本宛。

次に扉の割方は地覆石上端より下樞下端迄二寸五分位とし上下兩棧の真々の高さは圖示の通り六等一分し帶棧の真中迄を其の三つの部分とし上中棧との真々を一部分とし他は三部分とす、根卷石の高は柱見付の四分の一とし上端巾は柱の裏目の大頭切の深は曲尺にて八分位缺き取り柱の見込に矧合せに石据をなすべし兜巾金物の長は本柱の八分取りとす。

701

再建日本家屋構造		昭和二十一年九月二十五日 印刷 昭和二十一年十月一日 發行 定價 四拾八圓
		
發行所 東京都北多摩郡 武藏野町吉祥寺 一九三八番地	製	著者
	不	發行者
中村書店 振替東京二五〇一一番	印刷者	佐藤巳之吉
	印刷者 東京都小石川區柳町二四番地 小泉輝章	發行者 東京都北多摩郡武藏野町 吉祥寺一九三八番地 中村仁太郎
印刷所 小泉印刷所		

11-22-11

終